

事業計画書

令和 4年 5月10日

横浜市 長

所在地 横浜市神奈川区神大寺三丁目1番12号

申請者 法人名 公益財団法人 紫雲会

代表者氏名 理事長 須藤 武彦

1 団体状況

- (1) 団体の理念・基本方針
- (2) 財務状況
- (3) 応募理由
- (4) 社会福祉活動等の実績

2 事業実施方針

- (1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能
- (2) 指定期間中の事業展開方針

3 収支計画

- (1) 収支計画の適正性

4 職員配置・育成

- (1) 職員の確保、配置
- (2) 職員の育成

5 施設の管理運営

- (1) 事故防止への取組
- (2) 緊急時（防犯・防災等）対応
- (3) 個人情報保護・情報公開への取組
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組
- (5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組
- (6) 指定管理料の効率性

6 具体的事業内容

- (1) 日常生活の支援（居場所の提供、各種有料サービスの提供）
- (2) 相談支援
- (3) アウトリーチ（訪問・同行支援）
- (4) 嘱託医相談
- (5) 地域連携
- (6) 自主事業
- (7) 家族支援
- (8) 普及啓発活動
- (9) 精神障害者退院サポート事業
- (10) 障害者自立生活アシスタント事業

1 団体状況

(1) 法人の理念・基本方針

□ 公益財団法人紫雲会の理念

『生きる勇気と希望を利用者と分かち合い、信頼に応える精神科医療・精神保健福祉の充実』

昨今、社会環境の変化、景気の低迷、或いは世界中を震撼させている新型コロナウイルス感染症等の影響による社会不安の高まりから心の病に悩まれる患者・利用者が増加しております。当法人では「精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。」との考えを取り入れ、これからの精神科医療体制・精神保健福祉体制の充実に向けて医療・福祉が協働で取り組む必要があると考えます。

当法人が設立された当時も、戦時下の混乱期でした。日露戦争後（明治38年）の膨大な戦費と多数の兵士たちの犠牲を強いられた結果、国も国民も疲弊・貧困層が著増して多くの人々が十分な医療や福祉を受けられない状況がありました。

また当時は、精神病に対する偏見と貧困のため、十分な治療が受けられる状況はなく不安と絶望を抱えて生活していた患者や家族が多数見受けられました。そこで法人の創設者である須藤鑛作は貧困な状況であっても、費用の心配や、生活に困ることなく精神療養や精神科治療を行い、『生きる勇気と希望を分かち合おう』との理念の基、明治42年に神奈川県内で初となる精神科専門病院「横浜神脳院」を設立しました。

この当時の理念は現在も受け継がれ、その時代の変化と共に脈々と受け継がれてきました。『生きる勇気と希望を患者（利用者）と分かち合い、信頼に応える精神科医療・精神保健福祉の充実』という言葉に変わりながら、精神科医療のみならず、精神保健福祉の充実に努めております。

社会情勢が不安定な状況が続いている昨今、当法人グループで連携を密にし、無料低額診療事業で生活困窮者、生活保護受給者を支え、また無料相談も実施し、利用者が笑顔になれる時まで、勇気と希望を失うことなく、ともに分かち合い支えてゆく所存です。

当法人はこれまで支援・援助を必要としている様々な方々の傍らに寄り添った関わり合いを大切に、110余年の歴史を歩んで参りました。今後もこの精神を大切に基本理念として地域共生社会・社会福祉の増進に寄与して参ります。

□ 法人の基本方針

- ★生きる勇気と希望を分かち合い、信頼にこたえる精神科医療を展開します。
- ★相手の立場に立ち、誰もが地域で自立した生活を営む権利を守ります。
- ★福祉の精神を貫徹し、再発予防と安心できる地域生活の継続を支援します。
- ★障害・高齢の隔てのない包括的な社会資源の提供を目指します。
- ★地域包括ケアシステムの推進による共生型サービスの創設を目指します。

法人名



公益財団法人 紫雲会

移り行く時代の流れのなかで社会の要望に応えるように精神科病院『横浜病院』、知的障害施設『光風会』、精神障害者生活訓練施設『ゆかり荘』、共同生活援助サービス事業グループホーム『ふじハイツ』、精神障害者生活支援センター『横浜市緑区生活支援センター』、『横浜市中区生活支援センター』の受託運営、働きやすい環境作り、地域待機児童の解消に資する企業主導型保育事業『びよびよ保育園』の運営、等々を行って参りました。

今後、予想される高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の複合化・複雑化した困難な問題においてもグループ法人全体として全人的な視点を持ちながら対応し、地域包括ネットワークの構築・地域や関係機関との連携強化をはかり問題解決に取り組んで参ります。

社会的・経済的・心理的な課題の解決のため社会資源を提供し、「**全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会**」の実現に寄与して参ります。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があると考えます。

また当法人の定款にあるように、当法人は以下の目的及び事業を行う事を基本方針としています。

＜定款 第2章 目的及び事業＞

（目的）

第3条 この法人は、精神障がい者、高齢者及び生活困窮者に対する医療及び機能回復訓練を実施し、併せて精神障がい者の自立支援のために、生活訓練を実施し、共同生活の機会を設け、また、退院に向けての支援や精神障がいに関する地域連携支援を行うなどして、精神障がい者の社会復帰に資することを目的とし、もって、社会福祉の増進に寄与する。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神障がい者、高齢者及び生活困窮者に対する医療及び機能回復訓練の実施
- (2) 精神障がい者自立支援のための生活訓練施設の運営
- (3) 精神障がい者自立支援のためのグループホームの運営
- (4) 精神障がい者の社会復帰支援及び精神障がいに関する地域連携支援の実施
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- (7) 精神疾患についての講座及びセミナー並びにイベントの業務
- (8) 保育サービス事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

□ 法人の強み＜医療と福祉の連携＞

当法人は、**医療と福祉の一体化**を目指し、治療から地域生活までを一連の流れとして捉え、法人内施設である医療機関（横浜病院）と福祉施設（生活訓練施設・グループホーム・生活支援センター）また、法人系列の施設（知的障害児・者施設）及び地域の様々な関連機関など、地域ネットワークを構築しながら**地域密着型支援、ワンストップ・サービス**の実現を可能にします。

法人名



公益財団法人 紫雲会

(2) 財政状況

紫雲会の収支構造として横浜病院の収支が法人全体の費用・収入の 85%程度を占める状況において 2020 年（令和 2 年）1 月に WHO から発せられた新型コロナウイルスのアウトブレイクの影響は避けられず収入は低い水準で推移しており、直近令和 2 年度においては経常損益△122 百万円となっております。令和 3 年度においては、費用の選択と集中による選別、ウィズコロナにおける収入の確保により△80 百万円程度に赤字の圧縮も見えてきております。

世界的にあらゆる業種での社会的停滞に苦慮しているところではありますが、当法人としては障害者への医療、社会復帰に特化した社会的責務を中断することなく果たすため社会資源の継続的提供に努めています。

病院をはじめ生活支援センター、宿泊型生活訓練施設、グループホーム等、感染対策を講じつつ極力通常に近い形で絶えず社会資源の提供ができるよう日々努力をしております。

このような状況のため法人としては赤字決算が継続する形とはなっておりますが、それでもなお社会資源の提供を続けることを可能にしているものは、国や地方自治体による各種感染対策補助金の恩恵もありますが、やはり法人としての 100 年以上におよぶ実績とノウハウ、また、16 億円にもおよぶ盤石な経営基盤を成している純資産の蓄積のおかげであると考えております。コロナ収束はまだ見えてはおりませんが、社会資源の継続的提供には何ら影響を及ぼさない盤石な経営基盤をもってこれからも事業の継続にあたるとともに、コロナ収束を待たずとも再び健全な収支構造となるよう企業努力を続け、コロナ収束への準備を進めてまいります。

(3) 応募理由

前述のとおり当法人は、これまで精神科医療施設をはじめ、精神障害者生活訓練施設、グループホームなど、様々な精神関連施設を運営してきました。生活支援センターにおいては、2 箇所の生活支援センターを受託し、それぞれ 14 年間と 9 年間運営してまいりました。この運営で培ってきた経験と実績、支援のノウハウを最大限に活かした事業の展開を実施させていくことが当法人の使命であり、役割であると考えております。

□ 経験と実績による強み

1. 医療と福祉の両側面を考慮した運営・当法人の理念及び基本方針
2. 地域特性と多様なニーズに柔軟に対応
3. 「みはらしポンテ」地域活動ホーム及び他障害施設及び行政等とのネットワーク
4. これまでの運営によって培った経験・実績及び支援の専門性

法人名



公益財団法人 紫雲会

1. 医療と福祉の両側面を考慮した運営・当法人の理念及び基本方針

前述の通り、当法人は110余年の歴史の中で「生計困難者」に対する医療と福祉を展開してきた背景があり、中区の様々な地域で生活する障害者の生計状況を鑑みると、当法人の理念と合致しており、法人内の医療施設も治療のみに目を向けるのではなく、地域生活の安定と再発防止を念頭においた福祉という将来像を意識し、『生活モデル』の理念を基本におきつつ、個々の障害者の生活状況を基盤として日常生活を支える為に必要不可欠の医療サービスとして、医療が福祉と有機的な連携を図りながら提供しています。

2. 地域特性と多様なニーズに対応

中区は、横浜市の中でも経済・文化・商業・情報・教育、福祉等において中心的な区であると考えられる一方で、世帯の60%以上が「高齢者」、「生活保護世帯」という地区（寿地区）もあるという多種多様な生活様式を内包した区とも言えます。そのような中でも障害を持ちながら生活している方々が大勢います。そうした状況での課題や個々のニーズは多岐にわたります。当法人は、長年培ってきた支援の経験、関係機関や地域とのネットワーク等を駆使した対応の実績を活かすことができると考えております。

3. 「みはらしポンテ」地域活動ホーム及び他障害施設及び行政等とのネットワーク

中区生活支援センターは開所前より地域の関係機関、町内会、区からも3障害を一体的に支援することができる重層的な「たらい回しにならない施設」の構築を目指すことをコンセプトにスタートした経緯があります。『みはらしポンテ』という名称はポルトガル語で『架け橋』という意味で地域の公募で付けられました。社会福祉法人みはらしとの連携は当初から密接に図られており、また、自立支援協議会や3機関定例カンファレンス等でも連携を図っています。更に中区内の障害者団体70数団体から構成される中区障害者団体連絡会の事務局も務め、精神障害のみならず、他障害機関やケアプラザ等とのネットワークも構築しています。

4. これまで運営により培った経験・実績及び支援の専門性

当法人は精神科医療機関『横浜病院』では院内に作業療法や精神科デイケアを有し、知的障害者に対応した専門外来を行っています。また、福祉施設では平成7年開設された生活訓練・宿泊型自立訓練施設（旧生活訓練施設）『ゆかり荘』、平成18年開所の緑区生活支援センター、平成23年開所のグループホーム『ふじハイツ』、平成25年には中区生活支援センターと複数の精神関連の施設を有し、それぞれ専門のスタッフが長きに渡って精神障害に対応した治療、支援を実施してきた実績があります。また、各施設には精神保健福祉士をはじめとする有資格者が数多く配置し、長年の経験と実績、専門性を十分に発揮しています。

精神障害者特有のコミュニケーションの取りづらさや生きづらさ等に対し、個々の利用者に向き合い、関係性を構築することで利用者のニーズを引き出し、また、利用者自身のペースを大切にしながら個別の対応を行うことができると考えます。

以上の理由で、中区生活支援センターの継続した運営を当法人が担うべきだと考えております。
※実績については後述します。

法人名	 公益財団法人 紫雲会
-----	--

(4) 社会福祉活動等の実績

★公益財団法人 紫雲会

□横浜病院 (入院治療・外来治療・デイケア・作業療法・再発予防プログラム・退院支援プログラム・知的障害専門外来等)

明治 42 年開設。
110 余年の歴史の中で医療と福祉一体の支援を目指し、様々な関係機関及び地域との連携を図りながら運営しています。

□自立訓練施設『ゆかり荘』 (自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行う精神障害者入所施設)

平成 7 年開設。
精神障害者の社会復帰の為に自立訓練 (生活訓練、宿泊型訓練) を行い、入院から地域への中間施設として多くの利用者を地域社会に送り出しています。

□グループホーム『ふじハイツ』 (地域生活継続支援と再発防止を目的とした共同生活の場の提供)

平成 23 年開設。
利用者が再発することなく地域での生活を維持することが出来るよう、地域の協力を得ながら運営しています。

□緑区生活支援センター

平成 18 年開設。(登録者数：1434 名)
・地域活動支援センター事業・退院サポート事業・自立生活アシスタント事業
・指定特定 (一般) 相談支援事業・指定自立生活援助事業

□中区生活支援センター

平成 25 年開設。(登録者数：476 名) 3 障害一元型支援施設として先駆け的施設
・地域活動支援センター事業・退院サポート事業・自立生活アシスタント事業
・指定特定 (一般) 相談支援事業・指定自立生活援助事業

□企業主導型保育園『ぴよぴよ保育園』

平成 29 年開設。(定員：19 名)
・生後 57 日～未就学児を対象とした保育施設
・月から土曜日、また、ニーズに応じ夜間保育を行い、働きやすい環境づくり
・地域の待機児童解消等、多様な働き方に対応した保育サービスを提供します

法人名



公益財団法人 紫雲会

★社会福祉法人 光風会（関連施設）

- のぼら園（障害者支援施設）
- すみれ園（知的障害児支援施設）
- 日中活動事業室
- 地域支援室相談センター
- 9ヶ所のグループホーム

『光風会』は、紫雲会が医療福祉の理念の基、戦後の動乱期に横浜市内で保護された知的障害のある戦災孤児の為に、昭和 28 年知的障害児の入所施設「光風園」を開設し、平成 7 年「社会福祉法人光風会」として独立しました。

現在、公益財団法人紫雲会の代表理事が光風会理事長を兼務しており、精神障害者の福祉医療施設「紫雲会」と知的障害者支援施設である「光風会」の両法人の実績及び連携による『力』は、今後の横浜市の障害者福祉の発展に寄与することと確信します。

◆その他の社会貢献の実績

これまで地域において、法人代表として以下の様な社会貢献を行っています。

- ・全国社会福祉協議会・全国福祉医療施設協議会総務委員会 神奈川県代表委員
- ・神奈川県社会福祉協議会医療福祉部会 役員
- ・神奈川県医療福祉施設協同組合施設部会 部会長
- ・横浜市社会福祉協議会年金共済事業 委員
- ・社会福祉法人 光風会 理事長

- ・神奈川警察協議会 会長
- ・神奈川警察 犯罪被害者ネットワーク 副会長
- ・神奈川警察交通安全協会 役員

法人名



公益財団法人 紫雲会

2 事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

生活支援センターが地域で果たす役割と機能は、広義には以下の内容が考えられます。

□ 個別支援の充実（相談支援システムの機能強化）

生活支援センターは利用者が障害を持ちながらも安心して本人の力で地域生活を送ることができるように、サポートをすることが目的であり、その為には、支援者（職員）個人のみならず、支援センター全体の知識、力量、行動力等が重要であると考えます。一次相談支援事業所として、利用者個々の課題やニーズ、ライフステージ、本人のストレングス等に柔軟に対応することが必要です。

疾病や障害も多岐にわたる近年、これまでの実績を更に強化した相談支援システムの機能強化を図ることが重要と考えます。

□ 医療・行政・関係機関・地域とのネットワーク

近年の傾向では、利用者個人のみでの支援では対応が困難なケースが多々あります。家族全体で支援体制が必要な方や重複障害、8050問題、障害者の高齢化等に対応した支援が求められます。生活支援センターのみではなく、他の様々な関係機関、高齢者支援機関や民生委員、町内会等の地域とのネットワークの構築が急務であると考えます。

自立支援協議会、中区障害者団体連絡会等と有機的に連動させて、『地域生活支援拠点』『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』を見据えて、連携体制を構築していきます。

□ 地域特性に合わせた柔軟な支援

前述にあるように中区という地域は横浜の中心であり、また閑静な住宅街が並ぶ一方で、寿地区のような独特な地域があり、更に外国人の居住人口も市内で一番多いなど、同じ中区でも多様な暮らし方があります。精神障害者の数も区人口比では市内で一番多く、併せて生活環境によって様々な特性を持ちます。生活支援センターの役割としては、その様な個々の特性に対応した支援を提供できることが求められます。

□ 障害に対する普及・啓発活動

障害に関する法律や制度が発展し、障害の理解はある程度世の中に浸透しているとは思いますが、やはりまだまだ偏見や差別、虐待等は根強く残っています。障害に対する正しい知識と理解、啓蒙・啓発活動を地道に行っていくことも生活支援センターの役割の一つと考えます。

□ 職員の人材育成

上記のことを鑑みた上で、職員の人材確保、知識と技能、感性向上の為の人材育成は重要な課題です。特に人材不足は福祉業界の今一番の悩みどころです。福祉に理解を求めて、次の世代が福祉の業務に携わることを希望するイメージを作ることも必要だと考えています。地域や家族からの要望でも、福祉職員の人材確保や人材育成が常に挙げられています。

※具体的な支援内容は後述します

法人名



公益財団法人 紫雲会

□ 災害や感染症等に絡む支援体制

いつ起こるか分からない自然災害や昨今甚大な問題になっている新型コロナウイルス等の感染症などが発生した際の障害者とその家族に対する支援が求められています。有事の際に業務が中断することなく、また支援の質が低下しないよう継続して行われるように、災害や感染症等を見据えた計画的な検討と準備が必要です。

(2) 指定期間中の事業展開方針

当法人は、中区生活支援センター第1期の指定を受託し、10年の指定期間を準備期、前期、中期、後期の4段階に分けて、それぞれその期間に合わせて重点項目を設定し、段階的、計画的に事業展開を行ってきました。今回、これまでの実績や様々な地域関係者との繋がりを更に強化・発展させ、これからの第2期指定期間の事業の遂行に反映させていくことが重要だと考えております。

□ 法人の理念・運営方針を踏まえて ～法人の強みを活かして～

前述したように当法人は、医療機関と種々の福祉施設の両方を持ち、言わば治療と地域での支援・援助を一体的に捉え、疾病、障害の予防、早期発見・早期治療、再発の防止から地域生活継続の為に支援を行います。この理念を110年以上持ち続けていることが、当法人の最大の強みであると考えます。

この強みの下、法人全体のバックアップ体制の中、利用者にとって最良の支援、サービスの提供を実現します。

□ これまでの9年間の経験と反省点及び見えてきた課題を踏まえて

中区生活支援センターは、横浜市内18区最後の設置区です。第1館が平成11年に設置されてからの20数年の歴史の中で支援センターを取り巻く状況や支援センターに求められるものも大きく変化してきました。第1期の事業を展開する上で、既存の支援センターを参考に、今後何がニーズの主流になるのかを十分に議論して事業を実施してきた経緯があります。その上で今まで遂行し得なかったこと、これから新たに着手する必要があること等を念頭に置いて、これからの指定期間の事業展開を目指します。

また、近年、発達障害や20歳未満の障害福祉手帳の取得が激増していることから、時代のニーズに沿った支援の見直しも必要と考えます。

① 職員の更なる知識・資質の向上、重層的な支援提供

当法人は「職員が育つ職場」、「疲弊しない人間関係」、「自分の意見が言える環境」という考え方を重要視しています。職員が入れ替わることによる利用者にも与える影響が大きく左右すると考えているからです。

当センター現職員は、資格や経験が豊富であり、利用者や行政、関係機関との関係性や連携体制も十分に図られていると感じています。

しかしながら、法律や制度、また社会情勢等が目まぐるしく変化する中で、職員個々のレベルアップが今以上に求められます。更に利用者やその家族等のニーズや課題、求めるものも多様化しており、様々な関連機関との連携による重層的な支援体制が必要なケースが増えてきています。これからも研修や実習、地域との関係性構築等を通して、それらに柔軟に対応することができる職員、組織力の強化を図ります。

法人名



公益財団法人 紫雲会

②有意（意味のある）な地域ネットワークの構築

第1期指定期間でも、地域ネットワークの重要性を十分に理解し、区役所や地域活動ホーム、基幹相談支援センターをはじめ、地域の障害関係機関やインフォーマルな種々の支援者等との密接な関係を築き、連携を図ってきましたが、まだまだ追いついていない現状があります。

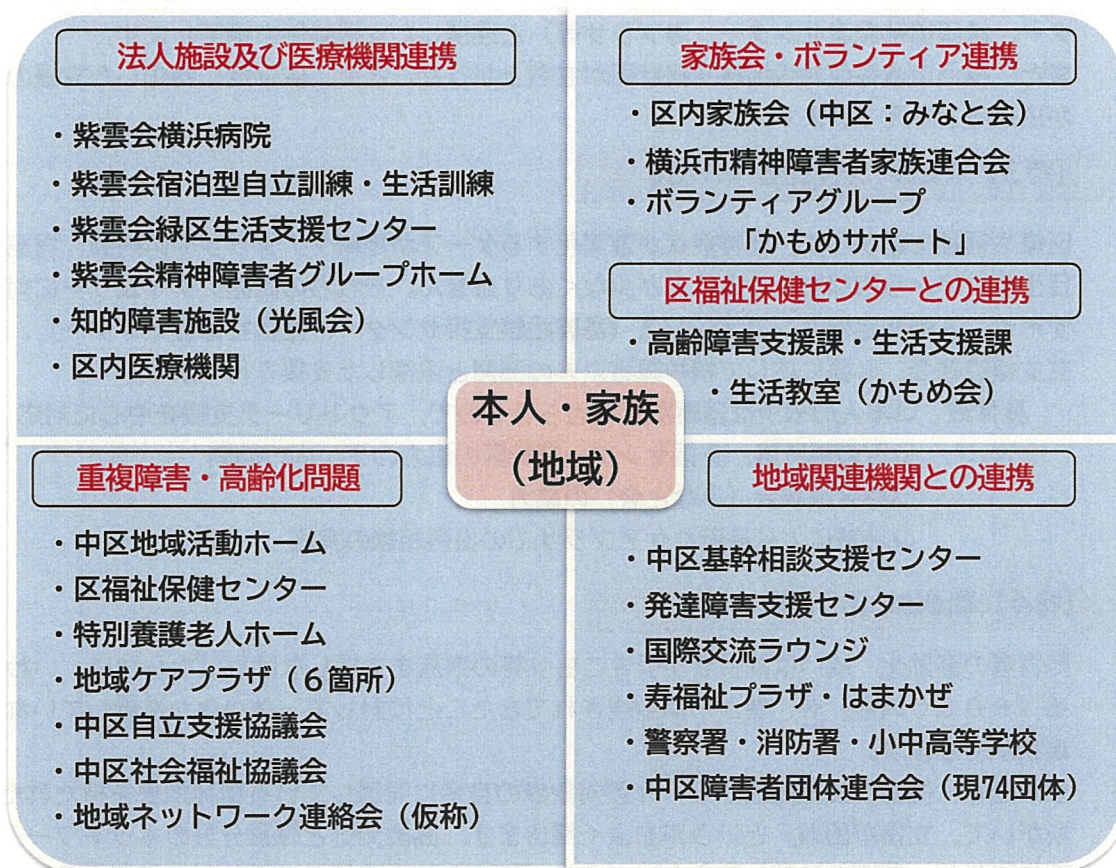
これまでの第1期の指定期間の重点目標にも掲げた『地域ネットワークの構築』では、正直、完全とは言えないという反省を感じております。

また、近年、制度化された「生活支援拠点」「精神障害にも対応した包括ケアシステム」の中核を担っていくことが求められています。

そこで、これまでの関係性を活かして、『ネットワーク』という名称だけが独り歩きしないためにも、「地域ネットワーク連絡会」（仮称）のような箱物体制を具現化して地域全体が成長していくために、計画的な地域ネットワークの構築を目指します。

また、障害特性の多様化、重複障害、近年課題とされている障害者の高齢化や8050問題など課題は山積しています。当センターの強みでもある、地域活動ホームとの合築施設である中区障害者支援拠点『みはらしポンテ』が「3障害一体支援」をコンセプトに開所した経緯があり、加えて地域の町内会等が率先して設置の計画を進めてきたという強固な関係性が活かされると考えております。

□ 現在、築いている地域ネットワークの柱



※その他、様々な連絡会（中区福祉保健計画推進委員会、地域ケア会議）等に参画しており、連携に努めています。

法人名



公益財団法人 紫雲会

③中区の地域の特性を踏まえた様々な対応

中区は、特性が多種多様にわたる地域であるということはこれまでも前述してきました。区域は大きく13地区に分かれています。その中でも特に強化を図らなければならない地域の特性を踏まえて具体的な事業展開を記述します。

【特1】寿地区に特化した支援

寿地区は簡易宿泊所が立ち並ぶ地域で4,000人近くの方が生活しています。その多くが高齢の単身者で、障害者も多く暮らしています。以前は労働者のまちといわれていましたが、現在は福祉のまちと言われるほど福祉施設が充実しています。生活支援センターは相談支援機関の中核として中区役所や福祉プラザ、寿町健康福祉交流センターをはじめ、地域の福祉関連機関と連携した支援を実施します。

平成30年度に寿地区の地域診断を実施し、色々な課題や問題が露呈してきました。早期の解決ができる問題ではないので、年数をかけて、解決に取り組んでいきます。

ゴミ屋敷問題についての支援、また、簡易宿泊所の転居を希望する方の支援も不動産会社の協力（アンケート実施）を得て、実現します。

【特2】依存症対策

中区は、市内でも突出して依存症（アルコールや薬物）で苦しんでいる方が大勢います。近年のSNS等の普及により、ネット依存も増加しています。依存症については、直接的な対応というよりは、依存症専門の支援機関、専門のクリニックや行政（区福祉保健センター、健康福祉交流センター、寿プラザ等）と連携した支援体制を構築します。

また、横浜市依存症対策地域支援計画が立ち上がったことで、依存症に特化した支援の幅が広がると考えています。

【特3】未受診・未支援者への対応

医療や福祉に繋がらず、精神症状が重篤化するケースが地域ケアプラザや町内会、児童・民生委員等から相談を受けることが少なくありません。それらの課題にタイムリーに対応すべく、3機関定例カンファレンス（基幹相談支援センター、区福祉保健センター）、自立支援協議会、必要に応じて精神障害以外の機関と連携した支援を行います。

具体策：□本人の来所は困難だと考えられるので、アウトリーチ支援を中心に対応

□区の嘱託医、支援センター嘱託医の協力の下、同行訪問

□中区家族会（みなと会）の協力

□地域により身近なケアプラザでの出張相談の実施 …等

【特4】高齢化に伴う問題

障害者の高齢化、或いは高齢者が引きこもり等の家族を支援しなければならない、いわゆる『8050問題』等、昔から問題視されてきたことに対して、なかなか進展していない現状があります。

また近年、高齢者支援施設から「介護対象者の自宅に同居している精神障害を持たれた家族がいて、支援が困難」という声をよく聞きます。高齢分野と障害分野のネットワークを更に強化し、制度の狭間に陥らないように、家族全体を見据え支援体制の構築を具現化します。

法人名



公益財団法人 紫雲会

【特5】外国の方への対応

中区は、外国に国籍を持つ方も大勢います。外国籍でありながら障害を持つことは本人にとっての不安は計り知れないと思います。不慣れな環境故に相談に繋がることも困難な状況も考えられます。生活支援センターの責務として、外国人への対応も必要なことと考えております。中には通訳や母国語の助けが必要となることも推測されます。『なか国際交流ラウンジ』や区福祉保健センター、地域ボランティア等と連携して、潜在的な方へのアプローチも含めて対応を検討し、多文化共生社会を目指します。

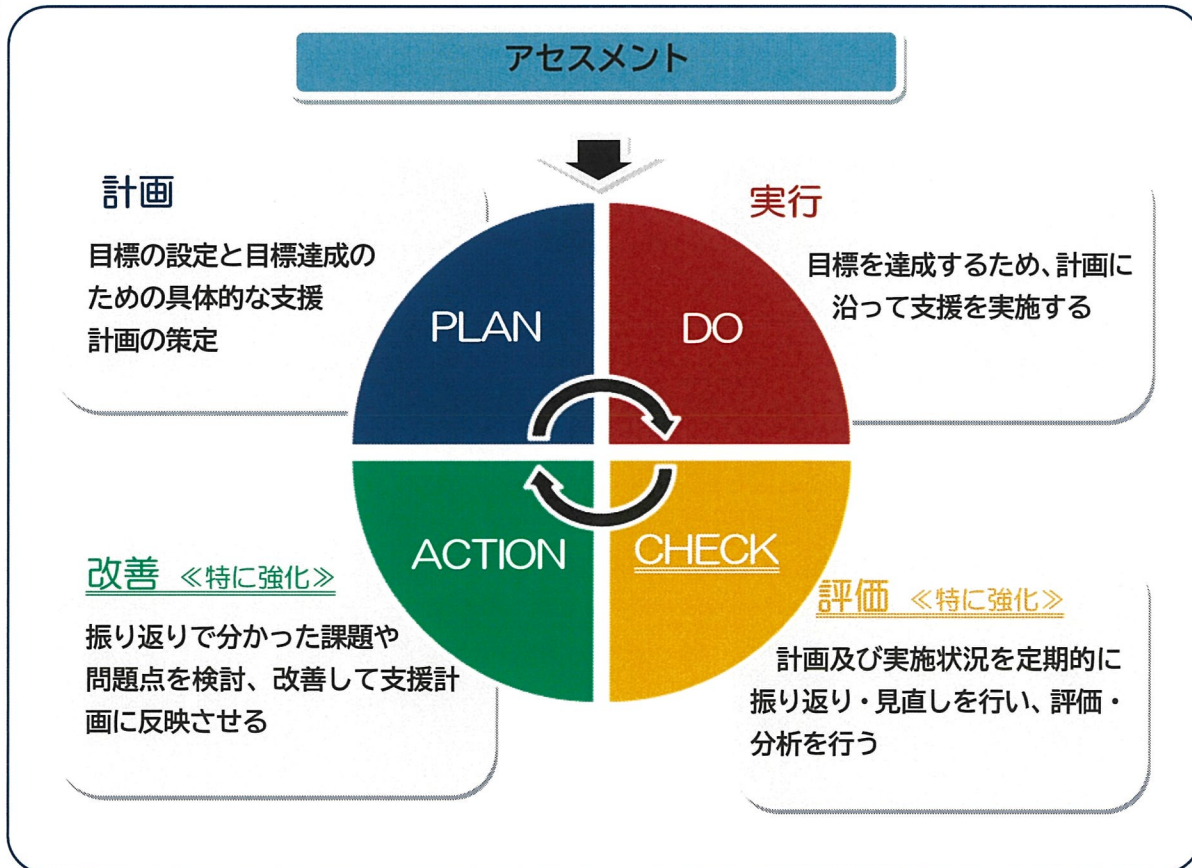
その他

その他、次期10年の計画的な取組として、以下のことに力を入れて事業展開します。

- ・ピアとの連携、ピアスタッフの雇用
- ・障害の若年化に伴う「学校教育への啓発、啓蒙活動」
- ・就労移行支援に対する支援
- ・SDGs（持続可能な開発目標）、BCP計画（業務継続計画） ……等々

④PDCAサイクルの強化

これまでPDCAサイクルを意識して、利用者への支援を実施してきた経緯はあるが、再度見直し、特に「計画」⇒「実行」までは出来ているが、「評価」（利用者の思いや制度等の変化に対応した振り返り、評価・分析）⇒「改善」（課題やニーズ、問題点等の改善が為されるための計画の更新）が適切に行われているか、を再度確認・認識して改めて『PDCAサイクルの強化』を図ります。



3 収支計画

(1) 収支計画の適正性

生活支援センターの収支は、大きく分けて指定管理費（地域活動支援センター事業・退院サポート事業・自立生活アシスタント事業）と国事業（指定特定・一般相談支援事業給付費・指定自立生活援助事業給付費）の2つに分けられます。

指定管理費は各事業をそれぞれ算出して予算計上します。

人件費は、当法人の意向で、職員の確保・継続雇用を考慮することで、**より質の高い支援を行うためのモチベーションの確保**などが福祉職員には必要と考えています。基本的には**全職員の常勤化**を実現しています。横浜市の指定管理費上の人件費は常勤・非常勤・アルバイトに分けられますが、協議の上、差額を法人負担することで常勤雇用を可能にしています。

指定管理費（地域活動支援センター事業・退院サポート事業・自立生活アシスタント事業）	
人件費	基本給・各種手当は法人規定の俸給表を基に算定 福利厚生として横浜市社協共済年金に加入（任意）
施設管理費	光熱水費 電気は地活ホームとの面積按分、水道料金・ガス代は専有 基本的には昨年度の決算額を参考に算定
	庁舎管理 年度初めに設備管理委託業者と協定を締結し、地活ホームとの 按分により予算に計上 業者による定期清掃は年4回で、年間の支出額は協定を締結
	利用者負担金充当 入浴・洗濯・インターネットにかかる費用を光熱水費に充当 開所日数等を勘案して、前年度の決算額を参考に算定
運営費	各科目費は、前年度の決算額を参考に算定。近年の新型コロナウイルス拡大 防止にかかる経費が別途予想されるが、高額備品等については、ある程度購 入済。什器や建設物の経年劣化等、今後想定される交換、修理等の費用につ いては横浜市と協議、検討して計上

※上記のように、指定管理費の収支について、適切に執行しています。

□国事業（指定特定・一般相談支援事業、指定自立生活援助事業）

国事業の収支は、指定事業者が法人なので、給付費、事業にかかる経費等は全て法人の管理となります。指定管理費に含まれる国事業にかかる経費については、電話料金や切手代、振込手数料等の通信運搬費等を按分して、指定管理費に充当しています。また自宅への訪問等にかかる旅費交通費については、指定管理費とは別に計算して支出しています。

法人名



公益財団法人 紫雲会

4 職員配置・育成

(1) 職員の確保・配置

- ・職員は支援センターの『顔』であり、職員の対応如何によっては、利用者にとって生活のみならず精神症状等にも多大な影響を及ぼすこととなります。職員の採用及び育成には利用者への影響を念頭に置いた雇用・育成を心掛けています。
- ・また職員が継続して勤務することが出来るよう配慮し、職場の人間関係等について常に目を向け、職員間に問題がある時は迅速に対処します。
- ・職員の配置は、利用者への支援を第一に考えた人選をし、適切に配置します。
- ・職員の知識・資質の向上は、利用者への支援に直結することとして人材育成の為の適切な措置を講じていきます。
- ・現職員は開所から継続して勤務している職員を中心に、新任の職員に対する指導・育成に自信を持っています。このことは当センターにおける最大の強みであると感じています。

□ 職員の確保（採用）

- ①職員を採用する際は、書類選考の上、複数での面接を実施し、総合的な判断で採用の可否を決定します。

選考の基準は前述の利用者への影響を十分に意識しつつ、以下の項目を考慮しながら審査します。

- ・知識や経験等に捉われず、誰とでも**優しく接する**ことが出来るか
- ・障害の有無、年齢、性別に拘わらず、**同じ態度で接する**ことが出来るか
- ・福祉の仕事に対して**向上心**があるか
- ・チームという意識を持ち、他職員、また他機関職員との**協調性**があるか
- ・容姿・身だしなみ・言葉遣い・態度が適切か
- ・ストレスをため込まず、**他職員に相談**することが出来るか
- ・自身の言動や行動を**客観的に振り返って反省**することが出来るか
- ・反省点や自身の課題を次に活かせるか

- ②多様な利用者に対応するには、職員の幅広い年齢層や考え方などが有意であるとの観点から、採用時の状況を鑑みて適切に人材の確保を検討します。
- ③いままでの期間において、福祉大学や福祉専門学校等から多くの実習生の受け入れを実施してきました。実習後に新卒職員として雇用すること等も人材視野に入れて実習指導を行っています。（現在、実習指導者有資格者 3名配置）
- ④採用後は、新任職員が「孤立」しないよう他職員が配慮し、支援センター職員としての自覚を徐々に養うと共に、指導職員の人材育成力も高めます。
- ⑤職員の入れ替わりは利用者にとって、気持ちが乱れる原因にもなりかねない為、継続して勤務していけるよう定期的に管理者、主任相談員との面接を実施し、人間関係、管理及び職場環境等に問題がある場合は、迅速に対処します。

法人名

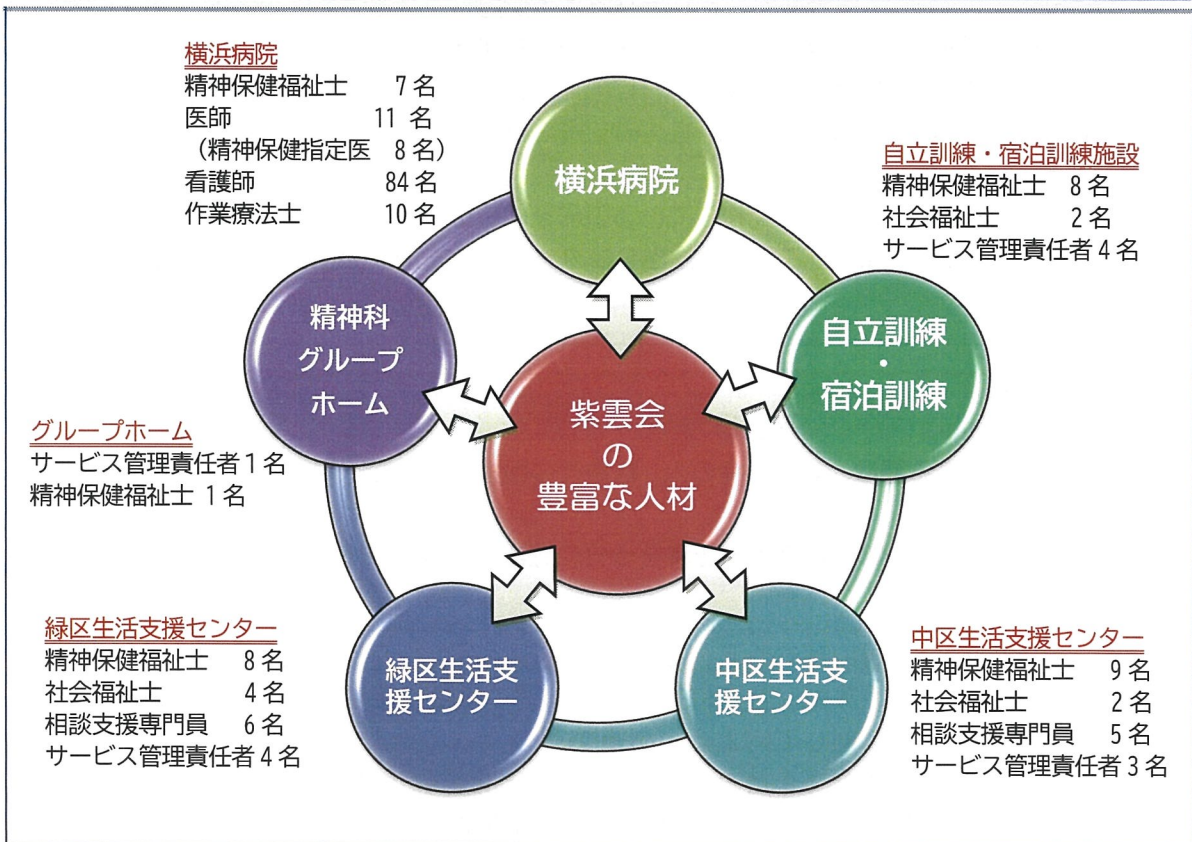


公益財団法人 紫雲会

□ 法人（紫雲会）の職員配置

前述したように、当法人の強みとして、精神関連にかかわる多種の機関・施設を有しています。医療施設に於いては、診療部の他「地域医療連携室」「作業療法科」「精神科デイケア」等の運営も行っており、各部署への適切な配置が可能になります。

紫雲会の豊富な人材からローテーションによる協力的な職員体制の実現



※法人内の医療施設及び福祉施設は密接な連携が図られており、相互にサポートし合うことで、多種多様な利用者に対する支援ができています。

□ 中区生活支援センターの職員配置

役職	主な業務内容	備考	人数
所長	業務全体統括・管理運営	精神保健福祉士（経験 20 年以上）	1 名
主任	業務主任・職員育成・主任相談員	精神保健福祉士（経験 10 年以上）	2 名
常勤職員	主任アシスタント・計画相談	精神保健福祉士（経験 10 年以上）	1 名
常勤職員	相談員・計画相談	精神保健福祉士（4 名）	5 名
非常勤職員	相談員・自立生活アシスタント	精神保健福祉士	1 名
アルバイト	相談員	経験 10 年以上	1 名
嘱託医	嘱託医相談	精神科医師 2 名	2 名
調理アルバイト	調理	1 日 2 名	4 名

法人名

公益財団法人 紫雲会

□ 中区生活支援センターの職務分担

業務内容		
運営管理	センター業務全般統括	業務統括
	指定管理者事務	指定関係書類作成、事業計画・報告、収支予算・決算
	人事管理・労務管理	入退職事務手続き、職員労務管理、規則・マニュアル作成
	苦情解決	苦情解決窓口責任者、苦情解決窓口担当者
	金銭管理	センター経理、利用者負担金管理
	みはらしポンテ管理	地活ホームとの建物管理
館内業務管理	統計・集計	月報、各種業務集計・統計処理
	備品管理	備品・消耗品の発注、管理
	防火・災害対策・管理	防火計画・避難訓練、災害時備品・備蓄品管理等
	実習生受入	実習生受入の調整、指導（有資格者）
地域活動支援センター事業	センター便り	センター便り作成・情報収集、発送
	調理・夕食サービス管理	食品衛生管理、調理バイト調整、献立作成、食品管理
	PCシステム管理	ホームページ更新、セキュリティ、インターネット管理
	家族支援・家族会支援	家族相談、家族会（みなと会）オブザーバー支援
	ボランティア連携	ボランティア（かもめサポート）との連携、活性化
	自主サークル支援	自主サークル活動への後方支援
	業務整理・改善	業務整理チーム
	フリースペース利用	フリースペース改善チーム
	ピア活動	ピア雇用検討チームによるピア活動計画、支援
地域ネットワーク	普及啓発活動、地域連携に向けた活動	
他事業	自立生活アシスタント	単身の地域生活者への自宅訪問中心の支援
	退院サポート事業	病院から退院して地域生活を送るための支援と啓発活動
	指定相談事業	指定特定相談支援事業（計画相談） ※有資格者
		指定一般相談支援事業（地域移行、地域定着）
	自立生活援助事業 ※有資格者（サービス管理責任者）	
外部会議棟	センター運営連絡会	行政・地域・関係機関等による連絡会
	自立支援協議会	事務局、精神・計画相談・発達障害部会、グループホーム部会
	行政機関連絡会	区、警察署、消防署、こころの相談センター、学校等
	3機関定例会議	区、基幹相談支援センター、センターとの定期会議
	障害福祉部会	横浜市社協主催の連絡会
	中区障害者団体連絡会	事務局、理事会、区・ケアプラザ等との連携事業等
	他機関運営連絡会等	各地域連絡会、地域ケア会議、ポンテミーティング等

※各年度の業務分担は、業務と職員の適材適所を十分考慮して、年度内でも定期的に見直し、必要に応じて変更しています。

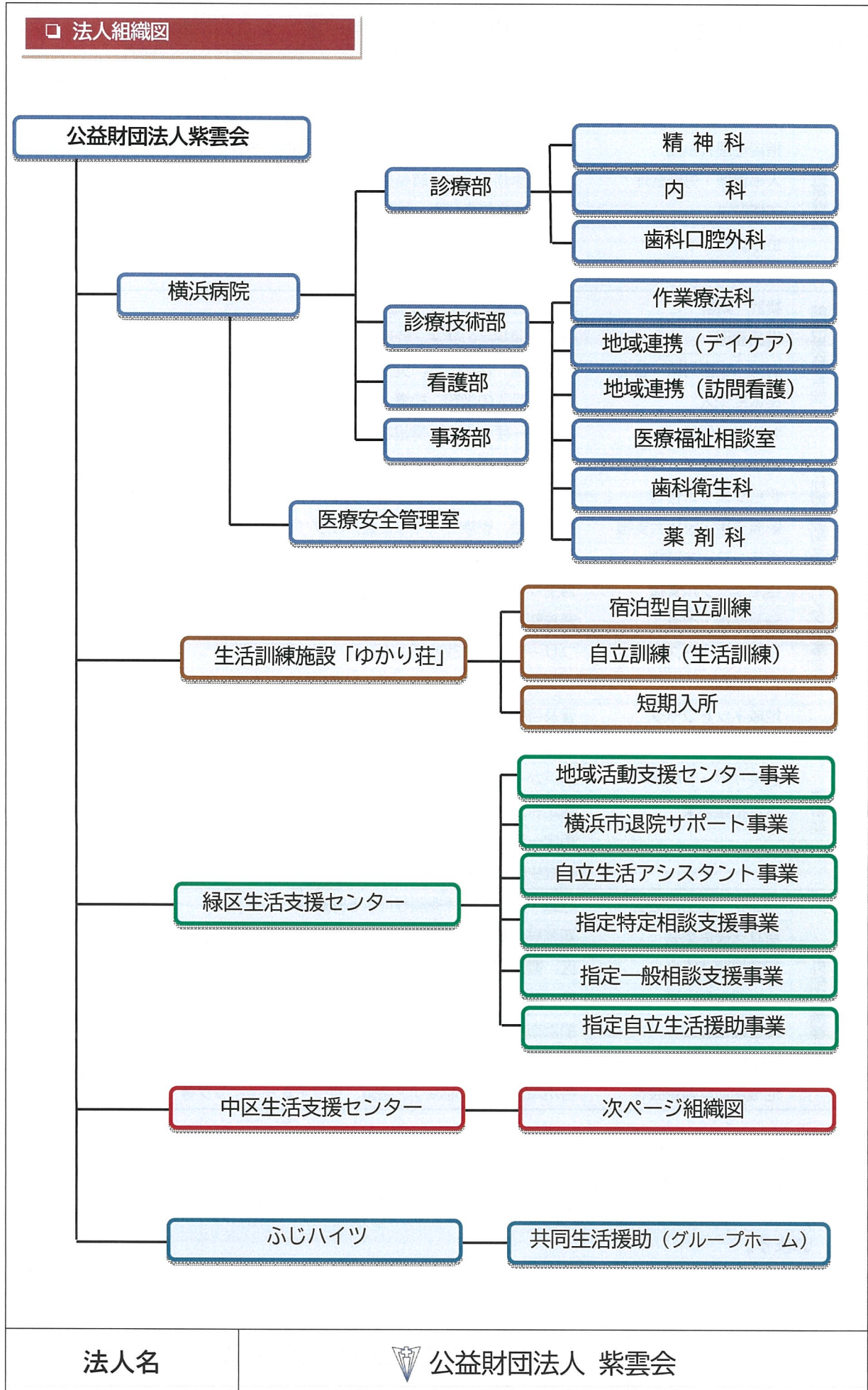
また、一部の職員に過度な負担がかからないよう、担当以外の職員のサポートを大事にしています。

法人名




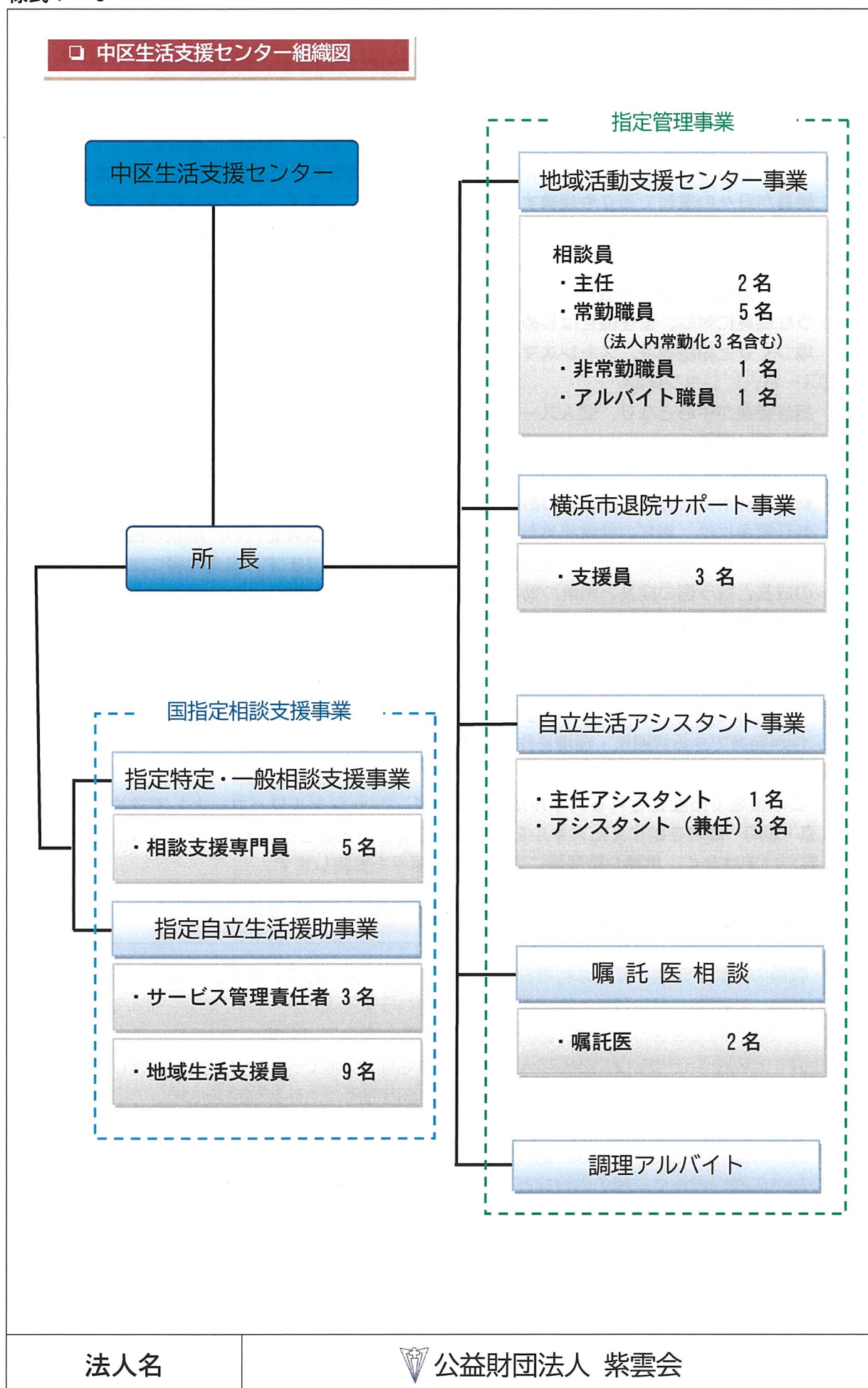
公益財団法人 紫雲会

法人組織図



法人名

 公益財団法人 紫雲会



(2) 職員の育成

□ ソーシャルワーカーとしてのスキル向上

① 職場環境と職員コミュニケーション

福祉という職業は、色々な側面でストレスを多く受けます。福祉職に意欲を持って入社しても、そのストレスや人間関係等を理由に退職を余儀なくされる方は少なくありません。職員が日々の業務で孤立や疲弊することがないように、モチベーション維持と業務の継続ができるように、他職員のフォローやバックアップを意識します。その為には、日頃から職員間のコミュニケーションを大事にしています。

また、退職や休職する職員の中には、メンタル的な不調を訴えることもあります。そのような職員に対し、管理職をはじめ全職員が早目に察知して、臆することなく相談できる職場づくりと組織環境、ストレスマネジメントの強化を図ります。

② スーパービジョン体制

担当職員が中心となり、個人スーパービジョン、グループスーパービジョンを定期的に実施しています。

③ 新任職員教育

新規に採用する職員は、経験のある人から新卒の人まで様々です。

新任職員には、専任の教育担当職員をつけ、定期的な面談等を行い、成長の程度と感性等に応じて担当職員を変更し、段階的にレベルアップを図ります。職員教育には、受ける側の成長と行う側の成長と相乗の効果が期待できると考えます。

支援業務は個々で行わず、チームとして関わることを徹底します。それにより多角的な視点での振り返りが実施されます。

④ 職員の主体性

職員の誰もが、「ホウレンソウ」（報告・連絡・相談）を常に意識した上で、個々の主体性が発揮できる雰囲気・環境を作ります。

⑤ ソーシャルワーカーとして

この職場で必要とされるスキルだけではなく、ソーシャルワーカーとして求められる視点・思考・倫理を踏まえたスキルを身に着けることも重要と考えます。その為に、上記の内容だけではなく、世論や情勢等に応じた取り組みを実施します。

□ 職員研修

- ・ 職員の経験や知識、資質は利用者への影響に大きく直結しています。その為、研修は常勤、非常勤、アルバイト等の勤務形態に拘わらず全職員が一律に支援に対する知識や技能を向上させる為には、必要不可欠であると考えています。
- ・ 個々の経験等を考慮して必要な人材を必要な時期に受講できるよう配慮・調整します。
- ・ 毎月1～2回行っている職員会議の際実施する内部研修や外部講師を依頼しての研修、外部機関主催の出張研修とあり、それぞれに目的に応じた研修計画を作成します。
- ・ 特に外部機関主催の研修は、他の事業所の職員との交流による業務連携や当センター以外の職場環境や業務の内容などを知る機会となり、実際の現場で行っている自身の業務と照らし合わせ、見直し、繋げることができると考えています。
- ・ 新任職員の為の新人研修、相談支援に必要な研修「相談支援初任者・現任研修」等は、全職員の受講を必須としています。

中区生活支援センターで実施を考えている内部研修	
研修名	協力依頼講師
センター内種々事業研修	内部・外部支援センター職員他
病院相談室 P S W 研修	横浜病院相談職員
地域生活支援事業・地域包括ケアシステム	センター各担当、健康福祉局
発達障害者研修	発達障害者支援センター職員
知的障害者研修	地域活動ホーム職員他
高次脳機能障害研修	高次脳機能障害者センター職員
高齢者介護保険制度研修	地域ケアプラザ職員
個人情報保護・権利擁護等研修	外部障害施設職員
障害者虐待防止研修	センター所長、外部機関講師
職場のハラスメント研修	センター所長、法人本部、外部機関講師
成年後見制度研修	中区福祉保健センター
法テラス研修	法テラス職員
生活保護法研修	中区福祉保健センター保護担当
感染症・災害対策研修	センター所長、主任、副主任

中区生活支援センターで受講を検討している主な外部研修	
研修名	対象職員
新人職員研修（センター連絡会・市社協研修センター）	新任職員全員
中堅職員研修（センター連絡会・市社協研修センター）	経験 3 年以上職員
相談支援従事者初任者研修	全職員
相談支援従事者現任研修	初任者研修受講者
相談支援事業所に必要な法定研修（中区障害者団体連絡会）	全職員
サービス管理責任者研修	適宜必要な職員
実習指導者講習	適宜必要な職員
電話相談研修（こころの相談センター）	担当職員・他必要な職員
成年後見制度研修（外部）	全職員
自殺対策研修・依存症対策（横浜市・中区）	担当職員・他必要な職員
B C P（業務継続）計画研修	所長・主任・副主任
ファシリテーション研修	中堅職員
新しい施策・制度等に関する研修	所長・主任・副主任

※その他、内部・外部とも必要に応じて追加

法人名



公益財団法人 紫雲会

5 施設の管理運営

(1) 事故防止への取組

- ・事故を事前に防ぐには、日常の施設内の管理・点検をあらゆる側面から意識的にハード面の整備とソフト面の利用者及び職員等の体調や普段と異なる言動や行動を早期に察知することが重要です。
- ・万一、事故が発生した際の対応策は、災害関係マニュアルや関連資料等を熟知して、あらかじめ事故発生時のシミュレーションを基に検討・研修・訓練を怠らないことが必要だと考えています。
- ・当センターは、地域活動ホームとの合築複合施設『みはらしポンテ』なので、専有部分以外にも目を向ける必要があるため、地域活動ホームと連携した包括的な事故防止対策を図ります。

□ 職員による日常の管理・点検

- ①日勤職員が出・退勤時、玄関や入口、ロビーの点検、3階の出入口周辺の点検、遅番職員による出・退勤時に同様の点検及び防火の観点から施設の周りに放火につながるようなものが置かれていないか等を目視によって行います。
特に、死角となる地下駐車場は見落とす可能性が高いことも意識して確認します。
- ②最終退勤時には、施錠と機械警備、エレベーターの切り離しを指差呼称します。また、何らかの異常等が見られた場合には防犯カメラのチェックをします。
- ③『みはらしポンテ』は同じ入り口で出入りするので、センター職員と地域活動ホーム職員のどちらが最終になっても大丈夫なように、内線連絡及び退館用の札を利用しています。
- ④非常口は万一の災害時の避難経路となる為、避難の妨げになるような物が置かれていないか点検します。
- ⑤月に1回、管理者による『自主点検』を行い、自主点検記録簿に記載の上管理します。
- ⑥年1回、指定管理者施設が実施する『公共建築簡易点検』を行い、委託業者による『建築法第12条点検』を実施します。
- ⑦点検により施設及び設備に何らかの不備や破損が認められた場合は、迅速に補修を行い、大規模修繕が必要な場合は、横浜市健康福祉局及び地域活動ホームとの協議の上、適切に対処します。

□ 委託業者による保守管理・点検

- ①委託業者による保守管理等は『みはらしポンテ』全館を対象に年間契約し、地域活動ホームとの協定による費用按分で実施しています。
- ②法定で定められている管理・点検の他、施設管理に必要な事由がある場合は地域活動ホームと協定或いは覚書等を締結し、しかるべき専門業者に委託しています。
- ③地域の特性ともいえる「害虫駆除」に対しても、重点的に点検し、万一害虫が発生した場合の対処についても日常的に検討・実施しています。

□ 利用者に対する事故防止対策

- ① 支援センターは、比較的常連の利用者が多く、職員が来館時の利用者を意識して観ていると、言動が普段や前回の利用時と異なることが分かります。そのような事が感じられた場合には、見守りや早期に声掛け、面談等にて事故を未然に防ぐことができると考えます。
- ② そのためには、職員が障害特性や行動特性等について理解を深め、気になる利用者に関して、ミーティングや職員会議等の場で十分な検討が必要です。
- ③ イベントやプログラム等で野外に行く場合、交通手段等の確認や事前下見等で安全確認をするとともに参加者への注意喚起を徹底します。
- ④ また、地域活動ホームや基幹相談支援センターと同時利用している方もいるので、情報をいち早く収集・共有して、場合によっては連携した利用者の事故防止を検討します。
- ⑤ マニュアルを参考に、職員研修を定期的に行います。
研修は可能な限り、センター職員、地域活動ホーム職員、外部から警察署や消防署員にも協力依頼をします。
- ⑥ 「ヒヤリハット」事例の症例
大事に至らなかった事を良かったとせず、この段階で危機を意識し、今後起こり得る可能性を想定して、防止対策を検討していく事が重要です。
ヒヤリハットが起きた場合は、ヒヤリハット報告書の提出と共に、職員全体会議等での検討課題として全職員がその原因や対応について検証し、同じ事態が起きないように対策に努めます。

□ 事故発生時の対応方法

1 想定される事故等

交通事故	通勤途中、訪問・同行時の事故（職員） プログラム中の外出時等
怪我	センター内での単独での転倒（入浴等） センター設備・備品等の不備による怪我 利用者同士、職員が絡んだ喧嘩等による怪我 食事を喉に詰まらせてしまう 調理中・プログラム中の刃物等による怪我
火傷	入浴時、給湯・電気ポット等の熱湯、ガスコンロ等による火傷
病気	身体的症状・精神的症状
感染症	結核、食中毒、腸管出血性大腸菌、新型コロナウイルス等
災害	火事、地震、台風、その他の人的以外の災害

2 事故発生時の対応

事故発生時、その事故を発見した職員は、他職員と連携し初動対応を行います。人命を最優先し、応急処置を行った後緊急連絡網を使い、所属長及び職員に連絡をします。その上で行政や関係機関等との連携を図りながら、適切な医療機関等に繋がります。

①精神的症状の場合

- ・自傷・他害の恐れ、幻覚・妄想等の有無を確認し、必要に応じて、当該利用者の主治医、区福祉保健センターの担当ワーカー等関係機関及び家族（緊急連絡先）に連絡し、指示を仰ぎます。その際は他の利用者への配慮も考慮します。
- ・緊急時の場合は、救急車対応や警察対応になる可能性もあるので、事故発生時からの記録を時系列で記載し、救急隊等へは対応も含め、必要事項を報告します。
- ・夜間或いは休日の場合は夜間救急や精神科ソフト救急を勧める等の対応をします。

②身体的症状の場合

- ・怪我、或いは疾病の程度を確認し、必要に応じて該利用者の主治医、区福祉保健センターの担当ワーカー等関係機関及び家族（緊急連絡先）に連絡します。
- ・緊急を要する場合は、または記録に関しては精神的症状と同様に行います。

③感染症の事実が確認された場合

別に定める感染症対策マニュアルを参照し、2次感染などに十分考慮して対応します。

④万一、設備関連の事故、利用者の急病・怪我等の事故が発生した場合

別に定めるマニュアルを参考にして、勤務者のリーダーが指揮を執り、他職員と協働して利用者の安全確保に努め、別に定める「緊急フローチャート（資料1）」及び「緊急連絡網」を用いて迅速に対応します。

⑤事故対応後の処理

- ・利用者家族、行政関係機関、法人本部等、本人に係わる関係者への連絡・報告を行います。
- ・事故報告書（別紙）を作成し、事故発生時に報告した機関へ提出します。
- ・事故報告書及び関係した職員の口頭報告を元にミーティング・職員会議を開き、事故の検証、要因分析及び今後の再発防止改善策について検討します。

(2) 緊急時（防犯・防災等）対応

□ 防災・災害時対策

①各種マニュアルを整備

中区生活支援センター設置の安全管理に関するマニュアル類	
安全管理・緊急対策マニュアル	感染症対策マニュアル
開館時・閉館時巡回マニュアル	福祉避難所開設マニュアル
職員緊急連絡網	災害緊急時備蓄品リスト
精神科救急医療体制（掲示）	警報機と通報専用電話機使用（掲示）
災害時避難場所地図（掲示）	消火器・消火栓使用（掲示）

- ・各種マニュアルを熟知して、防犯・災害等の防止と対策を実施します。
- ・マニュアルは、時代の情勢に合わせて、定期的に検討・改正を行います
- ・また、「みはらしポンテ」として、地下1階から4階までの全館を対象としているので、地域活動ホームと共有し、連携体制を図ります。

②防犯体制

- ・「みはらしポンテ」は合築施設であるので、不特定多数の方や地域住民の方が日々来館されます。また、夜間・休日は無人になることもあり、防犯体制は、民間警備会社へ警備を委託し、随所に防犯カメラを設置して、体制整備しています。

法人名



公益財団法人 紫雲会

③防災・避難訓練、消火器訓練

- ・防災・避難訓練及び消火器訓練は、地域活動ホームと共有で、『防火・防災管理者』を設置し、『みはらしポンテ消防訓練実施計画書』を作成し、年数回全館一体の合同訓練を実施し、『消防訓練実施通報書』を消防署へ提出します。
- ・また、その際利用者への周知と共に参加を促し、利用者自身においても防災に対する意識を持って貰えるよう配慮します。
消火器訓練は、全職員が等しく消火器を使用することが出来るよう配慮し、みはらしポンテ設置の心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動器）の使用訓練を消防署員に指導の下、実施します。

②災害時対策

- ・万一の災害に備えて館内の避難経路と中区ハザードマップの周知及び避難場所の館内掲示をし、避難時に於ける職員の役割を明確化します。
- ・中区はウォーターフロントの地域であり海拔が非常に低く、津波の際の避難場所（高い建物）への誘導も重要になります。
- ・また、中区と「災害時における在宅援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」を締結し、万一の災害時には地域活動ホーム、中区及び地域と連携して施設を福祉避難所として要援護者を受け入れる体制を整備します。

③地域活動ホーム、関係機関、地域との連携体制

- ・『みはらしポンテ』には、精神障害の他に身体障害や知的障害の方も多く利用していることから、地域活動ホーム職員と連携しながら他障害者の避難への配慮も行います。
- ・自立支援協議会の『災害時プロジェクト』、また中区障害者団体連絡会（事務局）と区総務課防災担当、地域ケアプラザと協働した『中区の防災を考える会』にも参画し、連携を図ります。
- ・区内には関係機関は数多くあり、場合によっては連携した体制で被災者援護が必要になります。他障害を含めた関係機関や行政、医療機関、地域との緊急時連携体制の構築が必要と考えます。

④災害緊急時用備蓄品の整備と情報収集

- ・センターの災害用備蓄品として、40名の被災者が3日間滞在することができるよう飲料水、食糧、等を備蓄整備します。
- ・中区と協定を締結している福祉避難所用の備蓄品として、14名分の食糧、飲料水、食糧、哺乳瓶、粉ミルク、排便収納袋（簡易トイレ）等を備蓄整備しています。
- ・災害用備品は、「みはらしポンテ」共有として、地域活動ホームの備品も併せて保管します。

《整備品：非常用自家発電機、カセットガス発電機、ストーブ、投光器、ラジオ付き懐中電灯、ランタン、避難所用間仕切り、簡易ベッド、竈、毛布、アルミシート等》

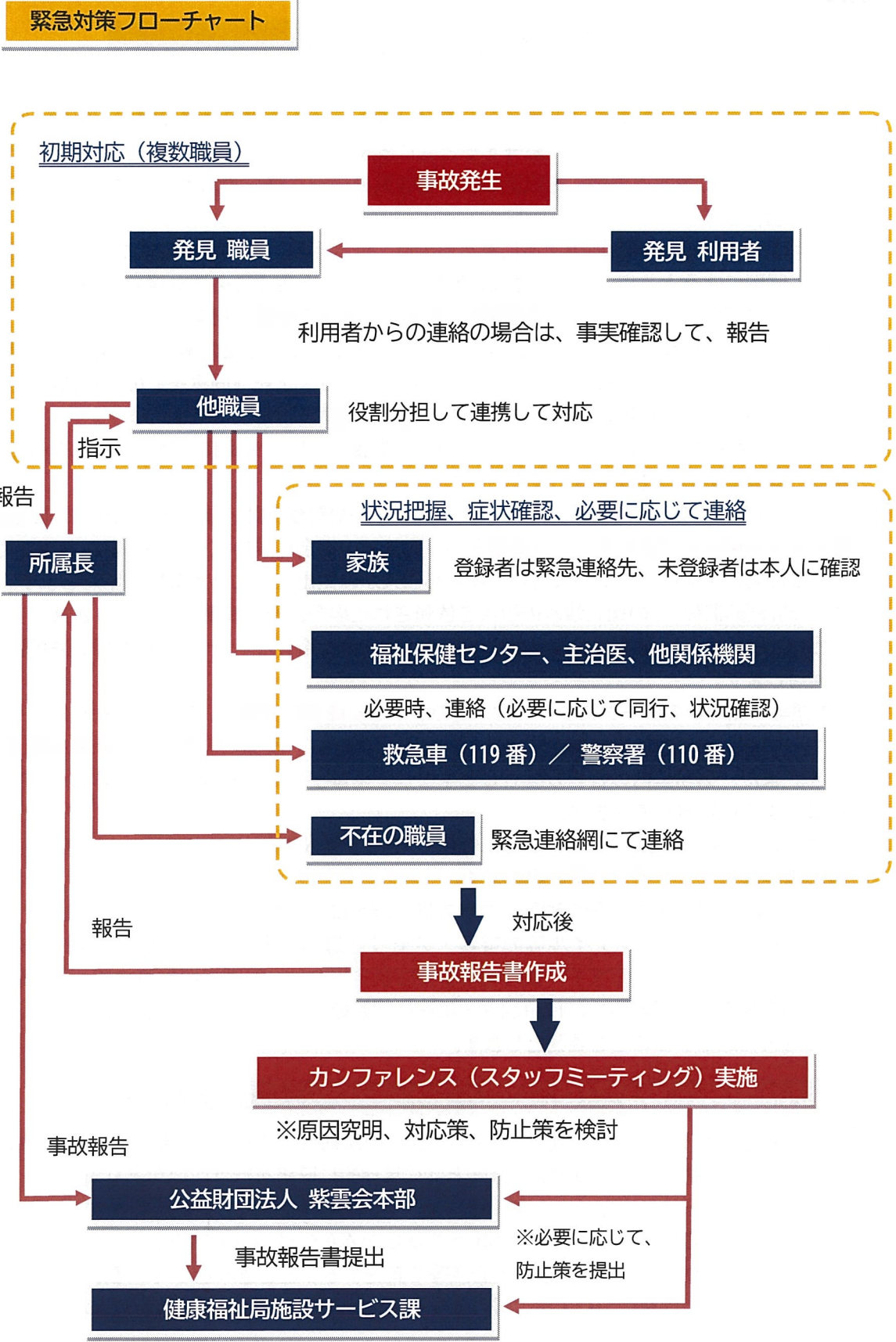
⑤被災後の安否確認

万一被災した場合、中区在住の利用者は単身者が圧倒的に多く、安否情報の入手が困難になると予想されます。電話、メール等の手段や場合によって自宅への訪問等を実施し、利用者の安否と今後の支援対策を検討します。
また、被災後に利用者宅への訪問が必要な場合においても、災害応急対策を迅速に行うことができるよう、事前申請することにより、緊急時の車両の使用が可能になる証明書を発行しています。

法人名



公益財団法人 紫雲会



法人名

公益財団法人 紫雲会

(3) 個人情報保護・情報公開への取組


□ 個人情報の取り扱い・管理

- ①横浜市個人情報の保護に関する条例の遵守
厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」について職員全員が理解・把握し、遵守すると共に支援センターに於いては「利用者さんの個人情報の保護に関する規則」を設置し、勤務体系の種別に限らず別紙『誓約書』にて誓約を義務付けます。
- ②利用者からの個人情報を取得するにあたっては、取得目的、取得理由等について、書面をもって明確にすると共に、行政や他関係機関との連携した支援に必要な場合の情報提供等については初回面接の際、別紙『同意書』をもって本人の同意を得ます。
- ③止むを得ず利用者の個人情報提供が必要な場合（生命に関わる重大事故、個別支援会議等のカンファレンスに於ける他機関への情報提供など）は、上記『同意書』の有無に拘わらず、同意が得られない諸状況の場合を除き、本人の同意を得た上で提供します。
- ④また、利用者やその家族のみならず職員の個人情報についても保護の対象となり得ることから、同様に細心の注意を払います。
- ⑤事務室内の利用者に関する個人情報（個人ファイルや業務日誌、業務集計表など）は**不用意に見える場所に放置することは厳禁**とし、電話等の場合に於いても、利用者から聞こえない部屋を使用するか、或いは他利用者から個人が特定出来ることがない様留意します。
- ⑥外部関係機関等からの個人情報の提供を依頼された場合、特に慎重に取り扱うと共に判断の困難な場合は、管理者や法人の指示を仰ぐ、或いは、職員ミーティングや職員会議等にて検討します。
- ⑦書類等の紙媒体のデータについては、**鍵のかかる書庫等に保管**し、デジタル化したデータについては、PC内に保存はせずメモリー媒体に保存し、同様に**鍵のかかる場所へ保管**します。また、事務室内の各PCはPCセキュリティロックで、施錠し、原則外部へ持ち出せないように管理しています。
- ⑧受付用PC等、止むを得ずPC内に保管している個人情報については、パスワード管理の確実な**セキュリティ対策**を講じます。
- ⑨個人情報の含まれる書類等の破棄については、確実にシュレッダーで処理します。
- ⑩個人情報の含まれるファイル等の書類・メモリー媒体などは、原則支援センター外に持ち出すことは**厳禁**とします。止むを得ず持ち出す場合は、管理者の許可の下、別途作成の『個人情報持出記録簿』に使用理由・用途を記載の上、使用後の配布書類は回収し、原本は確実に返却することを義務とします。

□ 個人情報保護研修

- ①個人情報保護法や横浜市の制度、支援センターの規則等、目まぐるしく変更・改正がなされており、法律や制度等の周知・遵守と共に定期的に研修を行う必要があります。
- ②個人情報保護研修は少なくとも年1回以上、外部の講師を依頼して実施します。報告書については、署名捺印した書類を横浜市への提出が義務付けられています。
- ③研修は、職員の全員が参加する職員会議等で実施することを基本としているが、研修に参加できなかった職員については、別の機会を設けて、研修参加者或いは管理者からの研修を受けるものとします。
- ④新任職員については、入職後適宜に同様の研修を受講するものとします。

法人名

 公益財団法人 紫雲会

□ 情報公開

① 支援センター内の情報開示

利用者からの情報開示は、特別な場合を除き原則公開します。但し、公開の判断が困難な場合は、職員間、場合によって法人本部交えて検討し対応します。

② 情報公開の申請に係る書類

利用者及び家族から情報公開の申請があった場合、別紙作成の『情報開示申請書』をもって開示することとします。

③ 法人（紫雲会）としての情報公開

公益財団法人紫雲会ホームページ URL：http://www.shiunkai.or.jp

④ 生活支援センターの情報公開

指定管理者については、横浜市ホームページをご参照下さい。

(4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組

「虐待の発生または再発防止のための措置」は「セクハラ・パワハラ防止の措置」と共に令和4年度より義務化される重要な取り組みです。既存の取組に加えて新しく取り入れる事項、マニュアル等の見直しと再確認を職員全体で行っております。

障害者虐待は福祉施設職員等によるものが少なくありません。利用者との関係性が密接になればなるほど、利用者の利益と誤って行う無意識な行為が虐待に繋がることもあります。定期的な研修や職員間での検討を実施し、各職員が自身の言動・行動を振り返ることは勿論、所長、主任職員をはじめ、他の職員による注意喚起などが日常的に行えるよう職場環境を整備し、組織ぐるみで「虐待防止・権利擁護」に対する意識を持った支援を行います。万一、職場で虐待行為が認められた時には、職員一個人の問題とせず、組織全体の問題として捉え、しかるべき措置を講じると共に、原因究明と再発防止策を検討します。

□ 具体的な取組（既存の取組も含む）

① 障害者虐待防止マニュアルの整備（別に定めるマニュアルを熟知し、常時、虐待に対する認識を全職員が持つことが重要）

② 苦情解決窓口の設置（苦情相談責任者、苦情相談担当者、第三者委員等の設置）

※苦情解決に関する詳細は後述します。


③ 虐待防止委員会の設置（管理職、関係機関、第三者委員等による委員会）及び計画策定、委員会の定期的な開催

④ 虐待に関する研修の実施（個人情報保護、障害者虐待防止、権利擁護をセットにした研修を年1回以上、外部講師を依頼して実施）

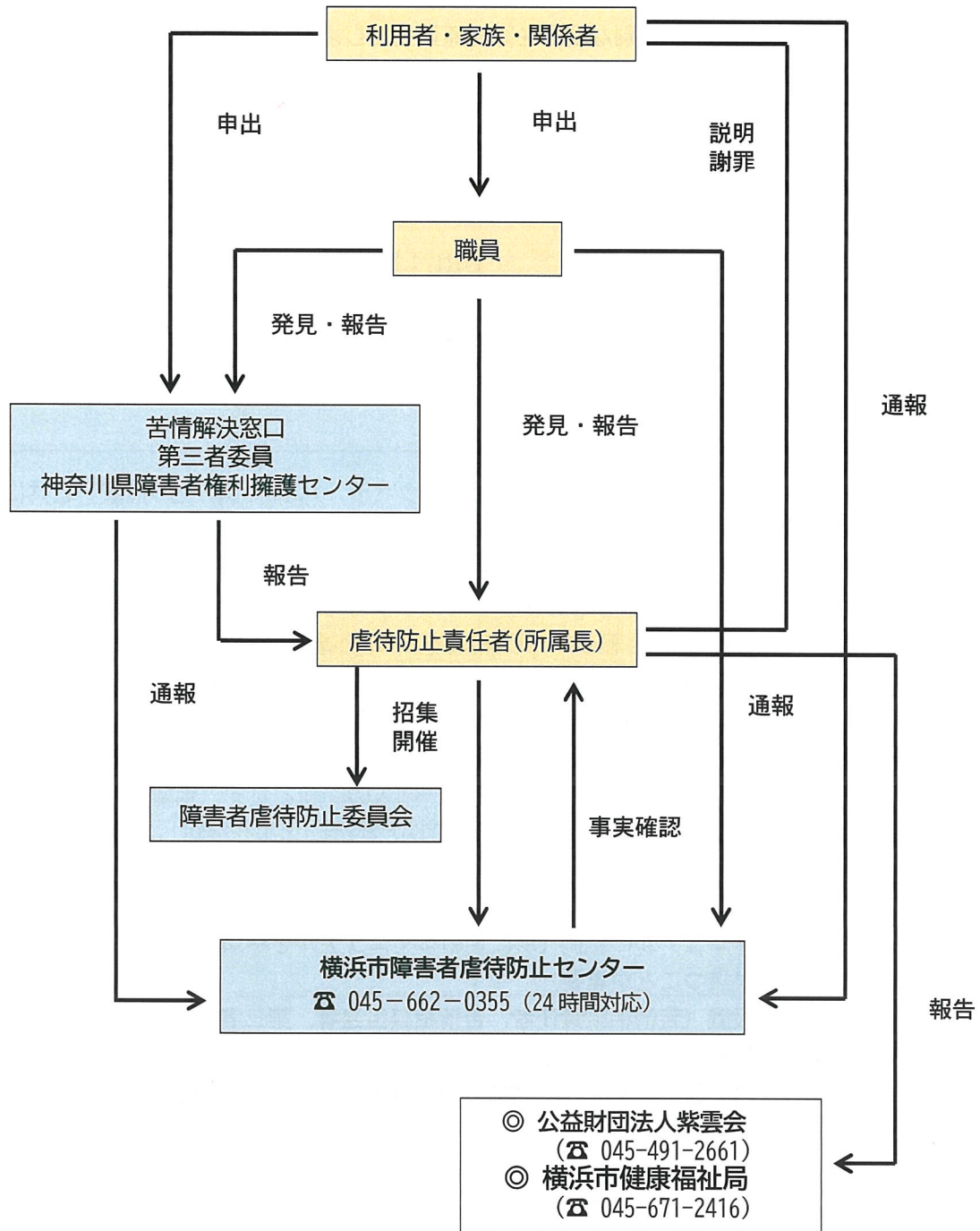
⑤ 「ヒヤリハット事例」の活用（虐待と認定されなかったが、虐待に繋がる可能性がある事例やSNS等で紹介された虐待事例などを参考）

⑥ 万一、虐待の行為を発見した場合は、マニュアルの「虐待通報のフローチャート」（別紙資料）に沿って通報等の措置を講じます。また、同マニュアル内の「事故報告書（障害者虐待）」に記録し、関係する機関に提出すると共に虐待防止委員会、職員会議等で分析・検討し再発防止に努めます。

法人名

 公益財団法人 紫雲会

虐待通報のフローチャート



※神奈川県障害者権利擁護センター
 (NPO 法人 神奈川県障害者自立生活支援センター)
 ☎ : 046-265-0604 FAX : 046-265-0664
 E-Mail : kp.kenriyo-go@kilc.org

公益財団法人紫雲会横浜市中区生活支援センター

法人名	 公益財団法人 紫雲会
-----	--

(5) 利用者の意見徴収・苦情解決への取組

- 支援センター及び法人に対する苦情相談については**貴重な意見と捉え、真摯に、また前向きに受け止め**、苦情解決委員会及び所定の規程、マニュアルに沿って適切に検討・解決・再発防止に努めます。
- 利用者アンケートや意見を聞く機会は様々な方法を用い、**利用者からの生の声を聴くこと**により、支援センター運営の向上と発展に繋がると捉え、利用者が気軽に意見、苦情等の相談が言える環境を整備します。

□ 利用者の意見徴収

①利用者アンケート

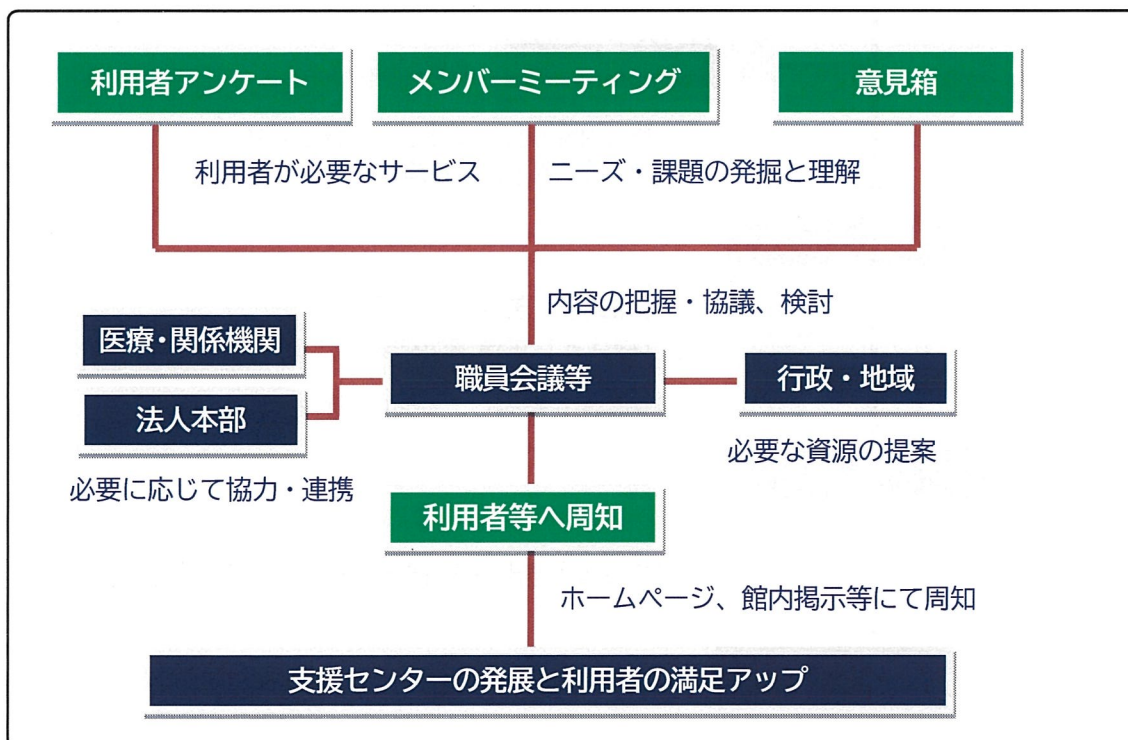
支援センターの発展と新しく必要なサービスやニーズの発掘、利用者が安全に安心して支援センターを利用するために意見を聞くことは重要なことであると考えています。年に数回実施し、内容は職員ミーティングや職員会議にて協議し、改善が必要な事項については迅速に改善策を検討します。

②メンバーミーティング

定期的に、メンバーミーティングを実施し、利用者同士での交流や協働する機会を提供し、そこで意見として出された事項がセンター利用に関する要望等の場合は、職員全体会議で検討した上で対処します。※職員は主導することなくオブザーバー的な参加に徹します。

③意見箱の設置

何時でも自由に意見・質問・要望等を伝えられるよう、館内に「意見箱」を設置します。内容については月1回職員会議等で検討し、センターの運営や事業展開等に反映させます。



法人名

公益財団法人 紫雲会

□ 苦情解決

利用者やその家族からの苦情相談は、たとえ小さな苦情であっても、職員一人ひとりがその利用者及び苦情の訴えと真摯に向き合い、最善の解決を図ります。苦情の内容が一職員への苦情であっても『支援センター全体の課題』、場合によっては法人の問題として捉え、職員会議や緊急職員会議等にて検討し、適切な解決を図ります。

また、苦情相談窓口を記した案内を館内に掲示し、苦情があった場合には、書面をもって公正かつ適切な対応を心がけます。

「中区生活支援センター苦情解決に関する要綱」を設置し、職員はその要綱を遵守すると共に下記『苦情相談の流れ』に沿って、苦情解決に取り組む体制を作ります。

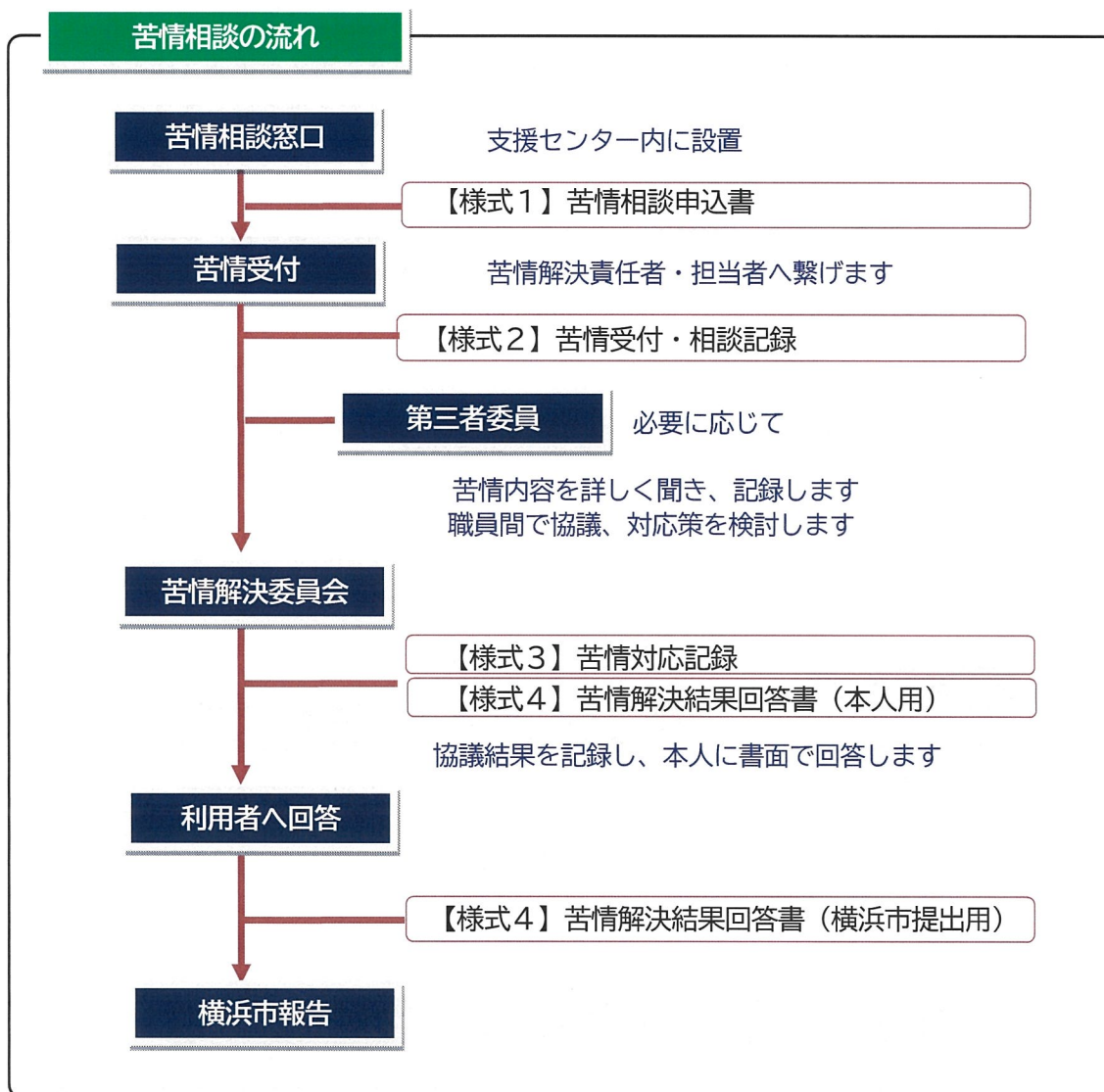
※苦情解決に於ける作成書類

【様式 1】 苦情相談申込書

【様式 2】 苦情受付・相談記録

【様式 3】 苦情対応記録

【様式 4】 苦情解決結果回答書（本人用・横浜市提出用）



法人名

公益財団法人 紫雲会

(6) 指定管理料の効率性

- 指定管理料は積算根拠を明確にした予算に基づいた運営を行うことにより、適正な執行が出来るものと考えます。
- 職員の意識によって色々な無駄を省き、節減を実行することで更に効率的な執行が可能になるよう対策を講じます。

指定管理料の効率的な執行	
エコ&リサイクル	
印刷物	事務所内の印刷物はペーパーレスを意識し、会議等での職員配布は支障のない限り裏紙を使用 不必要なコピーや印刷は避け、両面コピーで用紙の節減 カラーコピーは、必要時以外はせず、通常は白黒コピーで印刷
事務用品	筆記用具については、替え芯を使用することで、節減及びゴミ排出量削減による環境保護 書類ファイルの再利用 備品管理簿を作成し、常に消耗品の残量をチェック
日用品	洗面所のペーパータオル使用を極力控え、自前のハンカチ等の使用を奨励 洗面所にハンドドライヤーを設置（コロナ禍で現在は不使用） 調理室の洗剤等は、大容量のものを小分けに使用
ゴミ分別	ゴミを適切に分別することにより、排出量削減による環境保護 ペットボトルのキャップのリサイクル
物品購入	高額な物品の購入の際は、価格調査をして安価な販売店での購入 消耗品等については、大量購入（単品より安価な場合）
施設管理費の低減策	
電気	電気は、使用していない部屋や洗面所等はこまめに消灯 また、フリースペースの電灯の間引き等 使用していないPCの電源OFF（省エネモード設定） 空調の設定温度の調節 省エネ・経費節減の為、照明設備のLED化
ガス	入浴のない時間帯の電源OFF
水道	調理室の節水の心がけ
設備・備品	センター内の設備や備品は、大切に扱い破損等を少なくする センター職員による修繕可能な破損は、職員が修繕 大規模修繕等、高額が見込まれる場合、数社からの見積をもって依頼
有価証券	役所や関係機関等同じ機関への送付は、極力一つに纏め、切手の節約 或いは、訪問時に直接手渡し

※上記、職員及び利用者が常時意識することで、効率的な運営費の執行が実現出来る
と考えます。

法人名




公益財団法人 紫雲会

6 具体的事業内容

- 既存の生活支援センターにおける事業運営の見直しと更なる強化・充実を図ると共に、中区におけるニーズや課題を今までの実績から検証し、具体的支援を考察します。
- センターに求められるものが変化している現状を法人の強みを鑑みて考察します。

中区のニーズ・課題	具体的支援内容
・既存の相談支援の強化	ピアサポーター・ボランティアとの交流 各事業の連携と個別支援の強化 ケアマネジメント機能の充実 家族会・ボランティア・ピアサポートの充実
・アウトリーチ支援	緊急時等のタイムリーな訪問 行政や関係機関等との連携による訪問・同行 嘱託医や家族会の協力による訪問同行
・依存症支援 (アルコール・薬物)	自助グループ(AA、ダルク)等との連携 横浜市依存症対策地域支援計画との連携
・ゴミ屋敷問題	「ゴミ屋敷」に対する認識が支援者や地域と本人とで異なる場合が多く、単にゴミを片付けるだけでは問題の解決に至らないとの考えから、本人の意識改革を支援
・居所支援	簡易宿泊所からの転居支援 地域の不動産屋との関係性構築から有意な連携
・就労支援	就労移行事業所が激増したことで、連携した就労支援 就労定着の為に役割分担したアフターフォロー
・家族支援 (親なき後の心配)	家族の心配事である「親亡き後の生活」を見据えた支援
・ワンストップサービス	「中区障害者支援拠点」として重複障害に対する連携支援の強化 障害+高齢化に関する課題のワンストップサービス
・地域ネットワーク構築	行政・医療・関係施設・他職種関係機関及び地域とのネットワークの構築の為に地域ぐるみでの連絡会等の創設

法人名

 公益財団法人 紫雲会

(1) 日常生活の支援

□ フリースペースの活用（コミュニケーション支援）

- ・ 支援センターの重要な機能として、精神障害を持たれた方々への居場所提供があります。
- ・ フリースペースの利用は、居場所機能として、「気軽にくつろげる場所」「同じ障害を持った人達とのコミュニケーション（ピアカウンセリングの場）」を図る為の大事なツールと考えます。その為には、利用者が居場所として快適に過ごせるような環境、雰囲気を作ることが必要であり、フリースペース担当グループによる、定期的な見直しと改善を行います。また、メンバーミーティングや意見箱等にて、利用者からの声を聴き、誰もが利用しやすいフリースペースを常に目指しています。
- ・ 職員は、極力フリースペースに出向き、新規の利用者や障害特性や個々の事情に十分配慮をすると共に、話し易い環境という利点を活かして、潜在的ニーズの掘り起こしを行い、必要に応じた支援に繋がります。

□ 静養室の活用

- ・ 静養室は、体調を崩した際や少し睡眠を取りたい等、周りの環境から遮断することが出来る空間です。しかしながら、単に休む為の部屋利用だけではなく、静養室を利用することの理由や意味を職員が把握・理解し、病状・心理的或いは身体的、または自宅での睡眠の状態等との関係性を考慮しながらの活用を意識します。
- ・ 静養室に入室すると「密室」になり、中の状態を把握することが困難という欠点があることを考慮し、時間制限や定期的な声掛けなどにより状況確認を行います。

□ 各種有料サービスの提供

① 夕食サービス

夕食サービスについては、季節を感じる事が出来るようなメニューや利用者の希望に則したメニュー等を考え、低価で栄養バランスを考慮した食事を提供します。また、単に食事提供の場だけではなく、他に必要とされる潜在的ニーズを掘り起こす、更に利用の有無によって安否確認にも繋がります。

また、夕食の時間が合わない利用者や夕食以外の食事提供を希望している利用者の為に、センタープログラムとしての昼食会も実施します。

② 入浴サービス（タオル・足ふきマット・雑巾・ドライヤーは貸出、ボディソープは備え付け）

これまでの実績を見ると入浴のニーズは比較的高いと感じています。不特定多数の方が利用することを鑑み、衛生面には特に注意を払い、使用後の簡単な清掃を利用者自身で行って貰った上、職員が事後チェックをすることにより清潔に対する意識と日常生活に役立つサービスとして提供します。

現在は、新型コロナウイルスの影響により、毎回の消毒を行うため予約制を敷いています。

③ 洗濯機利用サービス（洗剤は販売）

入浴同様、洗濯機使用後の衛生面には注意を払い、定期的な清掃や消毒等を行います。

④ インターネットサービス

昨今の携帯電話やスマホ等の普及により、利用は減ってきているものの、インターネットは様々な情報を入手する手段として、最も有効活用できるサービスであり、PC操作や検索方法が苦手な利用者に対してのフォローを行いながらサービス提供します。

(2) 相談支援

- 支援センターは精神障害に特化した**一次相談支援事業所**であることを十分認識して、その上で業務の第一義はやはり、相談支援だと考えています。
- 何気ない相談（基本相談）においても、職員が意識的に潜在的なニーズを掘り起こし、問題解決を図ります。
- 地域特性や時代の流れによる多様なニーズに沿った相談支援を実施します。
- 個々の「個別支援計画」を作成し、計画的支援を実施します。
- 支援は単に福祉制度を利用するということではなく、個々の課題とその人を取り巻く環境等を一体的に捉え、**包括的かつ継続的な相談支援**を展開します。
- 個々の相談を通じて、必要な支援体制を**地域と共に構築**することを目指します。
- 基幹相談支援センターと合築複合施設であることから、重複障害や高齢化に絡んだ相談等、「中区障害者支援拠点みはらしポンテ」全体の責務として、どのような相談であっても種々の関係機関や地域と連携し、**ワンストップサービス**の実現を目指します。

□ 電話相談

- ・ 電話での相談は、手軽さ故に最も多く、面識のない利用者の相談も少なくありません。顔が見えないことで煩雑な対応にならない様、適切且つ誠意を持って対応します。
- ・ 一見、雑談に思えるような相談内容であっても、言葉の裏にその人なりの課題やニーズ等が隠されている場合もあります。職員はそのような現状を察知することも必要であり、力量が問われます。その為には職員の知識や技能、資質の向上を常に図っていきます。

□ 面接相談

- ・ 基本相談は、支援センター業務の第1義であり、相談の内容に拘らず真摯に耳を傾け、相談者のニーズや課題を解決に導くための支援方法や必要な資源の利用等の**ケアマネジメント技法**を十分に活用して取り組みます。
- ・ 相談者と職員との関係性によってその後の支援に多大な影響を及ぼすことから、インテークは非常に重要であり、新規面談に於いては関係性の構築を十分に意識した上で、相談者が支援センターを利用する目的やニーズ等を把握します。支援方針については、職員会議等に於いて情報の共有と支援の方向性を検討します。
- ・ 相談者の**人権擁護**と**自己選択・自己決定**を最大限に尊重し、**相談者と共に**課題解決の為の支援を徹底します。
- ・ 面接は、適切な判断と知識及び経験が必要であり、**ケアマネジメント力に富んだ職員**を育成することも必要であり、相談支援従事者に必要な研修な積極的に受講や職員自ら必要と思われる研修や学習会等への参加など、自己研鑽することも奨励します。

□ 出張相談

- ・ 生活支援センターは、精神障害を対象としていることから、相談するには敷居が高いと感じている地域の方々も少なくありません。地域により近い施設である「地域ケアプラザ」と連携して、ケアプラザの相談室へ出向いて相談を受け付けます。
- ・ 出張相談は、少し気になる程度の予防的、早期の対処の為の相談として位置付けています。
- ・ 地域の方のみならず、ケアプラザ職員からの相談を受け付けます。

(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

- ・訪問・同行は、中区の地域特性として特に力を入れていく事業であると考えています。
- ・令和2年度より、市内生活支援センターの標準化に伴い、日中の職員層が厚くなったことで、アウトリーチの強化が図られています。
- ・近年、高齢化問題や重複障害等、単一機関のみでの支援では限界が見られることもあります。その為、地域全体で、種々の機関が有機的に連携できるよう、一人の対象者とそのご家族を中心として、地域全体で支えていく体制を常に念頭に置いていきたいと考えます。

訪問支援の対象と目的

<input type="checkbox"/> 地域の特性と個々の生活状況を検証した対象者の選別
<input type="checkbox"/> 地域生活継続と再発防止の為の見守りの意味での定期訪問
<input type="checkbox"/> 病状悪化や突発的な身体状況による緊急訪問
<input type="checkbox"/> 区福祉保健センター及び関係機関等からの要請による緊急訪問
<input type="checkbox"/> 退院や退所し、地域移行後の地域定着の為の事業連携による訪問
<input type="checkbox"/> 自立生活アシスタントの計画的訪問とセンター職員によるサポート
<input type="checkbox"/> 国事業（計画相談・地域移行・地域定着支援・自立生活援助事業）との連携
<input type="checkbox"/> 引きこもりがちで社会資源と繋がっていない方への訪問
<input type="checkbox"/> 医療と福祉のチームによるアウトリーチ支援

- 上表の中で、特に高齢のケアマネジャーからの相談や地域ケアプラザでの出張相談を受ける中で、高齢対象者宅に明らかに精神症状が見られ、更に引きこもっている家族がいて、支援が必要であるとの話をよく聞きます。
- そのような潜在的な利用者への支援は、支援センターの重要な職務として積極的に取り組む必要があり、情報提供者（機関）とチームを組みながらネットワーク体制の構築を目指します。
- 未受診・未治療、或いは社会資源に繋がっていない潜在的な方に対して、嘱託医や家族会、ボランティア、ピアサポート等との協力を得て、医療と福祉を一体的に捉えたアウトリーチ支援を検討します。

(4) 嘱託医相談

- 嘱託医相談の目的
 - ・利用者の疾病や症状、服薬、通院等に関する相談
 - ・利用者家族からの相談
 - ・支援センター職員からの困難ケースの相談
 - ・基幹相談支援センター利用者や職員、地域の他機関職員からの事例相談
 - ・センター職員の訪問支援に同行するアウトリーチ相談 …等々
- 嘱託医相談は、その都度内容に拘らず支援センター内で共有し、その上で支援困難な場合や他社会資源の利用が必要な場合、医師を交えて支援策を検討します。

法人名



公益財団法人 紫雲会

(5) 地域連携

- 前述したように様々な生活パターンが混在する『商業・観光の街』、「寿地区」、港湾の街「本牧地区」、閑静な住宅街「山手地区」の様に異なる生活様式があります。それぞれ課題やニーズによってその地区に合った連携の形を十分に検証し、偏りがないように検討する必要があると考えています。
- 地域特性や『ワンストップサービスの実現』の観点から鑑みると、地域との交流や地域との連携は必要不可欠であり、生活支援センターがその中核を担うことが必須であると考えています。
- これまでの実績や地域との関係性の中で培った連携のノウハウは、中区内のネットワーク体制を構築していくことに活用できます。
- 地域の町内会や地区連合会、民生委員・児童委員、また学校教育などの理解、協力を得た中での有機的な連携を心がけます。
- 潜在的な方の地域社会へ繋げるきっかけとなり得ることも考慮し、地域からの情報の収集、地域全体でのネットワーク体制の構築目指すために、更なる交流の機会等に積極的に参画します。

□ 具体的な地域連携

① 3機関連携

同館施設に地域活動ホーム、基幹相談支援センターがあり、3障害一体的なワンストップサービスを実現するために、定期的な連絡会や協働支援を通して連携を日常的に行っています。また、区福祉保健センターと併せ、それぞれの強みを最大限に活かしながら支援体制を構築しています。

② 医療との連携

障害の特性として医療との連携は不可欠と考えます。通院先の医師や看護師、ソーシャルワーカー等との連携、また、同法人内の医療施設との関係を大切にしています。

③ 自立支援協議会との連携

自立支援協議会の『精神部会』『発達障害部会』等の事務局を担い、それぞれの部会を通して、「地域支援拠点」、「精神障害にも対応した包括支援システム」と有意に絡んだ個々の課題を点から面的に種々の関係機関と連携を図ります。

④ 中区障害者団体連絡会との連携

中区内の障害者団体（家族会や当事者団体含む70数団体で構成）の事務局を担い、精神障害のみならず、《障害》に対する総合的、包括的に様々な課題解決に取り組んでいます。

⑤ 高齢支援機関との連携

昨今、障害者の高齢化、高齢の家族との同居に関する問題や課題は顕在化しています。この問題を解決するためには、障害と高齢が密接に連携・協働を図る必要があります。

⑥ 地域との連携

生活支援センターが浸透してきた現在、地域の障害以外の団体や町内一般の方々からの相談も多くあります。上記の様々な連携を駆使して、更に地域全体の課題と捉え、家族会やボランティア団体、更に地域の方々も交えた包括的ネットワーク体制の構築を目指します。

その為には、地域の方の障害に対する正しい理解と知識を持って、他人事ではなく自分達の町のこととして捉えてもらえるよう啓発・啓蒙活動を続けます。

法人名



公益財団法人 紫雲会

(6) 自主事業

□ 自主事業の目的

- ①現在、生活支援センターの各事業はアウトリーチを主体とする支援が多く、人間的に従来のプログラムやイベントが開催し難い状況があります。
そこで、単に楽しむためだけではなく、明確な目的と利用者にとって、有意義になると思われる自主事業を企画・開催します。
- ②普段の日常生活の中で、体験することが出来ないプログラム等に参加することにより、良い刺激が与えられ“協働すること”“責任感”“達成感”などを体験して頂きます。
- ②対人関係が苦手な利用者のコミュニケーションスキルのアップに繋がります。
- ③なかなか外に出られない方の外出のキッカケになると考えます。
- ④他機関との協働イベントを通して、交流・連携を図ります。
- ⑤他機関や地域の方々との共催イベントによる普及、啓発及び連携強化に繋がります。

□ 自主事業の具体的な取組み

プログラム・イベント	内容・目的
昼食会	昼食を食べながら皆でコミュニケーションを図る
就労ミーティング	一般就労している利用者の協力を得て、就労に対する話し合い
スポーツ大会	年1回程度、軽スポーツでリフレッシュする
しゃべり場	テーマを定めて自由に利用者が談笑する
マリンシャトル乗船	中区役所の生活教室と合同で湾内をクルーズする
ポンテまつり	「みはらしポンテ」全館挙げて普及・啓発を目的にしたお祭り
ポレポレまつり	中区内の障害者団体（30数団体）による地域対象のイベント
クリスマス会	食事や利用者の発表の場を通して交流を図る
当事者研究	他法人との共催で当事者による当事者の為のミーティング


※現在の感染症等の状況に合わせて変更の可能性あり

□開所当初より、利用者が主体的にサークルを立ち上げから企画、開催まで実施している「自主サークル活動」が盛んに行われており、職員は原則拘らず後方支援に徹していることで利用者の自主性の向上に繋がっています。（近年、新型コロナウイルス感染症により実施できず）

今までに実施された自主サークル活動

パソコン教室	カラオケサークル	将棋サークル
ピアノサークル	ダンスサークル	カードゲームサークル
作ってたべよう		
※ 他、立ち上げたが、実施に至らなかったサークルも多くあります。		

法人名

 公益財団法人 紫雲会

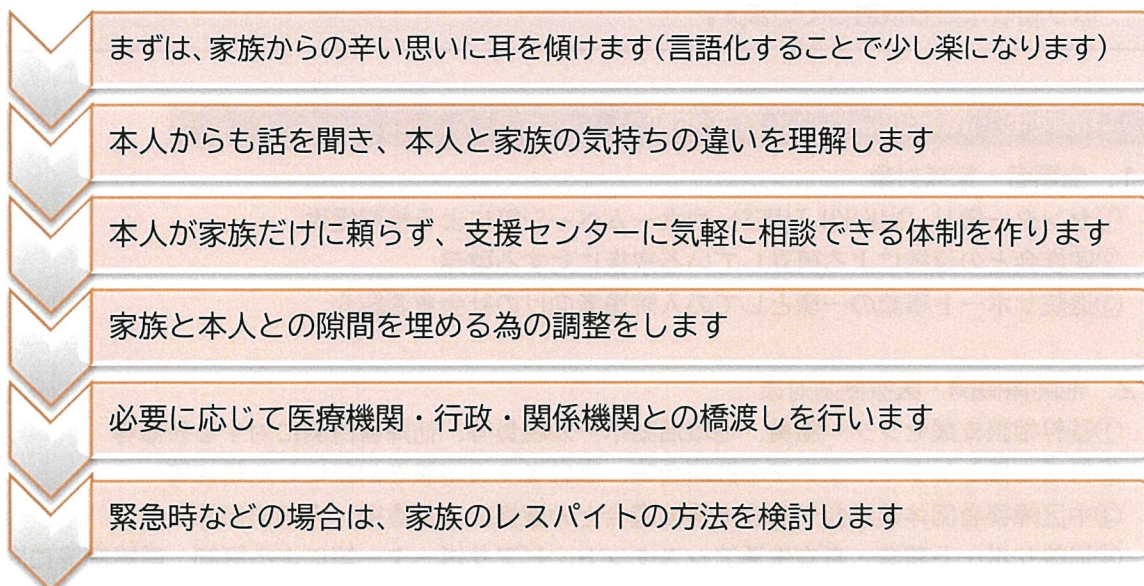
(7) 家族支援

□ 家族の思いは…

- ①辛い思いやこれまでの経験を考えると、自分たちも「困難な渦中にある当事者」だと思っている…
- ②自分たちが『一番のキーパーソン』であり、自分たちなりの支援をしなければ…という「当事者」と「支援者」の2つの側面を持っていると考えています。
一方で、家族の高齢になると、『親なきあと』の心配もあります。

□ 生活支援センターの役割として家族の両側面に寄り添い、家族が安心して過ごせるよう支援します。

□ 家族の『負担軽減』を段階的に支援します



□ 家族の『支援力』を応援します

- ①家族会（みなと会）へのバックアップ
 - ・毎月行われている『定例会』へオブザーバー参加し、支援センターの現状や制度などの周知を行います。
 - ・家族から、タイムリーな相談を受けます。
 - ・家族会と協働してイベント等を実施することで、家族と本人と支援センター職員の関係をより密接になります。
- ②家族会（みなと会）に繋がっていない家族への支援
 - ・支援センターに、気軽に立ち寄り、相談することができる場所の提供
 - ・家族会への橋渡し
 - ・家族会の協力の下、家族による家族への相談や後援会等の実施
 - ・支援センターの場所を提供し、家族によるお茶会、語り合い、レクリエーション等（センターは場の提供をする）
 - ・支援センターや行政、医療機関と家族との支援に対する役割分担の明確化
 - ・『親なきあと』を見据えたライフスタイルを考慮した支援体制を家族と共に考える
 - ・活用できる制度や事業の説明と各関係機関との調整 …等々

法人名



公益財団法人 紫雲会

(8) 普及啓発活動

- 障害福祉に対する普及、啓発は、徐々に進んでいるものの、『精神保健福祉』に關しての普及、啓発・啓蒙は、他障害と比較してもやはり遅れている事は否めないのではないかと推測されます。また、同じ中区内に於いても『生活様式の格差』『貧富の格差』『地域コミュニティの格差』等によって福祉に対する意識にも格差が生じていると考えられます。
- SNSの普及やマスメディアの過剰な報道等による、**地域社会の精神障害者に対する偏見・差別は根強く残っているのが現状**です。
- 普及・啓発活動は、今までの経験を活かして、計画的且つ継続的に実施していくことが重要です。地道な活動が地域への大きな普及・啓発に繋がると考えています。
- 第 1 期の指定期間の中で普及、啓発活動に課題が残っている事柄についても、積極的に取り組むことも検討しています。

□ 計画的・継続的な普及・啓発活動

1. 当事者・家族対象

- ① センター便り (NAKAKU TIMES) やホームページ等による情報提供
- ② 家族会との連携による孤立している家族に対する啓発
- ③ 退院サポート事業の一環としての入院患者向けの社会資源紹介

2. 他関係機関・医療機関対象

- ① 基幹相談支援センター職員、地域活動ホーム職員等、他障害機関に対する研修等
- ② 包括支援センター、ケアマネ連絡会等、高齢者支援施設を対象にした研修等
- ③ 中区障害者団体連絡会や自立支援協議会との連携による虐待・人権研修等
- ④ 退院サポート事業・自立生活アシスタント、ピアサポーター等による医師、看護師等に向けた社会資源の紹介

3. 地域全体を対象

- ① 地域活動ホーム、地域ケアプラザ、社会福祉協議会と共催の『ポンテまつり』の開催
- ② 地域ケアプラザと協働した「出張相談」や「地域向け講座」等の開催
- ③ 社会福祉士連絡会、児童・民生委員連絡会等に向けた講習会
- ④ 中区障害者団体連絡会主催の『ポレポレまつり』（一般市民対象）の企画・運営に参画
- ⑤ 町内連合会や自治体に向けた普及・啓発活動
- ⑤ 課題として残っている「教育機関」への普及・啓発活動

□ 普及・啓発活動は、精神障害に係わる生活支援センターの重要な責務であり、この活動が地域に浸透することで、当事者やその家族が**地域で安心、安全に生活**することに寄与していきます。

また、支援機関のみならず、当事者や家族も共に参画した活動することによって、一般の方々に対して、**生の訴えや自信に繋がっていく**と考えています。

法人名



公益財団法人 紫雲会

(9) ピアサポート活動

- 当事者同士のコミュニケーションやピアスタッフによる支援が、同じ障害を持つ方にとって非常に効果的であることは、全国的に知られています。地域で生活する上で何らかの支援が必要な障害者には『ピアサポート』が必要不可欠な資源であると考えます。
- 生活支援センターでは、フリースペースでの利用者同士の会話やメンバーミーティング、プログラム「しゃべり場」等の中で自然とピアサポートしあっています。
- ピアサポートは、当事者本人のみならずその家族や地域支援者や地域住民にとっても、不安の解消になり得ます。単なる活動ではなく、その効果や反省点、そこから派生する懸案事項など常に検証しながら実施します。
- 中区生活支援センターに於いての『ピア活動』はサポートされる側だけではなく、サポートする側の心理的な面の向上も考慮して実施していきたいと考えています。

1. ピアと関係性の構築、繋がりを作る

- ・ 入り口としての後方支援として、外部のピアグループ等と連携を図って、ピア実習生の受け入れの協力を継続します。横浜市内で現在、ピア活動において功績を残している施設が複数あり、それら実績施設の協力を得て、施設職員や実際に活動しているピアスタッフから、話を聞いたり、活動内容の研修を行います。
- ・ ピアサポーターの育成と活動に対して応援をします。職場環境の改善を図り、どのような活動をしてもらうのか、職場間で検討し、中区の特徴を活かした中区としての必要とされるピアサポーターを育成します。
- ・ 活動に対する反省や更なる発展の為に、ピアサポートミーティングを定期的に開催し、活動内容や活動方法を検討し、今後に繋がります。

2. ピアサポーターの普及啓発活動

- ・ 当事者参加の普及・啓発活動は、非常に高い評価を得ています。当事者としての体験談発表では、地域住民や家族に対して「勇気と希望」与えることが出来ました。この経験を活かして、今後の普及・啓発活動においても発表の機会を提供することによって、参加者だけではなく当事者自身の満足感や自信に繋がると考えています。

3. ピアサポート活動（地域活動支援センター事業）

- ・ 新規登録者や対人コミュニケーションが極端に苦手な方等に対するピアサポート
- ・ 面接時、必要に応じて同席し、当事者としての意見や会話を通してのピアサポート
- ・ 訪問や同行の際、ピアスタッフの同行が適切であると判断された場合のピアサポート（具体的には、区福祉保健センターや関係機関からの緊急訪問の場合や地域の「ひきこもり」対応の際等）
- ・ 横浜市の「相談システム検討会」において、課題として挙げられている「当事者相談」の在り方を踏まえ、将来展望として、「ピア電話相談」を考えています。

法人名



公益財団法人 紫雲会

4. ピアサポート活動（退院サポート・自立生活アシスタント事業）

・退院サポート事業におけるピアサポート

本事業において、ピアの関わりが退院支援に絶大な効果を上げているということは、横浜市の退院促進支援事業（平成 19 年）が開始された当初から言われています。入院歴のあるピアサポーターとの会話や退院に向けた体験談、退院後の地域生活の様子などの話は、入院中の対象者にとって非常に重みのある言葉になります。

・具体的な活動としては、病院訪問をし、対象者へのアプローチや外出時の同行サポート、院内での体験談発表、実際に地域で生活している姿を見せることなどがあります。また、退院後の地域定着支援としての自宅訪問やセンター来所時における「見守りサポート」等も活動の一つと考えています。

・自立生活アシスタント事業におけるピアサポート

利用者宅への訪問や同行などを含めた日常生活に関する個別支援が主体となる事業であり、基本的には単身で生活している方が対象なので、同じようにアパート等で単身生活をしているピアサポーターの助言や関わりは効果的であると考えています。

5. 地域との連携

・地域活動支援センター事業の地域連携として実施している、地域に出向いた「出張相談」にピアサポート活動として参画します。

地域ケアプラザなど、支援センター外での「出張相談」におけるピア相談員としての活動は、様々な機関で取り組まれ既に高い評価を得ており、将来的には「ピア電話相談」と同様に取り組みを検討します。

・将来的には、横浜市全区のピアスタッフが連携できる体制を構想しています。

将来の展望として、横浜市 18 区それぞれが独自のピア活動を実施する中で、横浜市内外のピアグループとの交流会や研修会等を開催し、地域を超えたピア活動のネットワーク化を目指したいと考えています。

(10) 精神障害者退院サポート事業

様々な理由により長期入院、社会的入院を余儀なくされている方々の「地域生活の実現」に向けて、地域移行のための支援のみならず、その後の地域定着の支援にも十分重きを置きながら、取り組んでいきます。

また、当事業における他区生活支援センターとの定期的な連絡会に参加し、個別支援や普及啓発について意見交換を行い互いに研鑽を積むことで、利用者や地域に還元していけるよう努めています。

これまで実施してきた経験と実績を活かしつつ、次の10年間にに向けて以下の5点を要として当事業を実施していきます。

□ 次期指定期間の重点項目

- ①対象者の思いに寄り添った個別支援
- ②精神科医療機関との有機的な連携に繋がる普及・啓発活動（協働活動）
- ③地域への移行と定着を支える『地域づくり』
- ④自立生活アシスタント事業や指定一般相談支援事業との連動
- ⑤ピアスタッフとの連動

①対象者の思いに寄り添った個別支援

支援員に求められる最大の役割は、「対象者の思いに寄り添う」支援の実施と考えます。支援する側の思いになってしまわないよう、対象者の希望、ニーズを的確に受け取ることが求められます。それを踏まえ個別支援計画を作成し、計画にのっとり支援を進めます。具体的には病院への訪問面接、区役所、退院先等の社会資源への同行、関係機関との調整、家族関係の調整などを行います。退院後は退院後フォローという形で定期的な面談や訪問を行うことに加え、必要に応じて自立生活アシスタント事業や指定特定相談支援事業といった他の福祉サービスと連携をします。退院先が遠方になった場合は、お住まいの地で適切な支援が受けられるよう引き継ぎを丁寧に行います。

また、対象者が精神科医療機関等に長期で入院している場合、地域での生活自体に懸念を示している方も少なくありません。適切なサポート提供によって、地域生活を安心・安全に送ることができるようになるという、対象者自身が感じ、早期退院に向けた前向きな気持ちになるよう『動機付け』の支援も重要と考えています。

②精神科医療機関との有機的な連携に繋がる普及・啓発活動（協働活動）

事業の実施においては医療機関内各部門のスタッフとの協働は必須だと考えます。これまで病院へ伺い、事業の周知理解を深めたり、当事業連絡会が主催した研修会では病院スタッフとともに事例検討を行ったりしてきました。そうした積み重ねの中で関係性を築き、地域移行に向けての個別ケースの相談が中区内及び横浜市内の医療機関から生活支援センターや区保健福祉センターを通して挙がるなど、少しずつ有機的な連携が取れるようになってきたと感じています。

今後も今まで以上に医療機関と協力をし、地域の社会資源の紹介、地域生活をしている当事者の体験談を聞く機会などを目的として、中区を中心とする近隣区の精神科有床病院に出向かせていただき、院内スタッフ、入院患者、外来患者、患者家族を対象とした講座を実施します。その際、支援センター職員のみではなく、ピアスタッフや地域の社会資源などに協力を仰ぎ、中区の地域ぐるみで地域移行・地域定着支援事業に取り組めるようにします。

法人名



公益財団法人 紫雲会

③地域への移行と定着を支える『地域づくり』

入院されていた方が地域へ移行をし、移行後の安定した生活を支えるために**支援のネットワーク**を築いていきます。この中には福祉関係者だけではなく、地域住民や社会資源すべてが含まれます。地域づくりに関する動きは、地域移行・地域定着支援事業だけではなく、「地域生活支援拠点」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」等とも絡めて展開していきます。

生活を送る上で見えてくる充足されない社会資源や制度など、地域の中での課題解決に向けての話し合いを重ね、地域移行後も安心して継続的に暮らせるよう啓発を進めます。

その為の地域の関係機関や地域全体の正しい理解と共助の思いが重要な鍵になります。地域移行支援と並行して**普及・啓発活動**に於いても尽力します。

④自立生活アシスタント事業や指定一般相談事業との連動

地域定着における支援については自立生活アシスタント事業と重複する部分も多く、両事業ともに支援センター業務として実施するというメリットを引き続き活かしていきます。地域へ移行をし、移行における支援の終結が見込まれた際には必要に応じて自立生活アシスタント事業へ連動させます。

また、当センターだけではなく区内の指定一般相談支援事業所が増えれば、今よりも多くの方の退院に繋がれると考えます。事業所増加のためには区内の自立支援協議会で地域課題として挙げて形にしていきます。

支援においては困難ケースであっても導入部分は当センターが担い、以降は一般の事業所へ任せるなど、支援センターがバックアップに回るといったことも出来ると考えます。このように、地域全体で役割分担・協力をしながらご本人を支えていくという視点を持つなどし、結果的には中区全体の支援の力量アップを目指していきたいと考えています。

⑤ピアスタッフとの連携

支援センター職員と協働で当事者活動を希望される当事者の方々には、「ピアスタッフ」として登録をお願いします。入院生活の長い患者にとって、同じ病気をもつ当事者の方々の姿や体験談から得られるものは、我々支援者がかなうものではないと考えます。**支援者と一緒に訪問をし、入院患者に対して当事者として入院中の様子や退院をしようと思ったきっかけ、退院に向けての気持ちや準備の仕方、地域生活での様子などを話してもらうことにより、退院に対する不安の軽減やイメージの湧きやすさといった効果が期待できると考えます。**

また、ピアスタッフには事業の対象者に向けての関わりに留まらず、退院したい気持ちを声に出せない方や、退院することに自信を持ってない方など、入院患者全体と病棟スタッフへの働きかけの協力もお願いしていきます。**当センターではこれまで実施ができていなかったため、具体的な実施に向けて動いていきます。**

まだまだ多くの方が長期入院、社会的入院を余儀なくされています。具体的には、中区内に住所がある方で精神科病院に入院されている方は 259 名です。うち、中区内の精神科病院に入院されている方は 39 名です(※)。この方々の地域移行を目指すためにも、病院とさらなる連携を図りながら、1 人でも多くの方が地域で生活できるよう、引き続き支援に努めます。

※「ReMHRAD：2019 年度 630 調査」参考

(11) 障害者自立生活アシスタント事業

□ 次期指定期間の重点項目

- ①訪問・同行を中心に計画的にきめ細かな個別支援
- ②中区の特徴を鑑みた事業展開
- ③「8050問題」に対応した支援
- ④他事業、他職種との連携・地域ネットワークの構築

①訪問・同行を中心に計画的にきめ細かな個別支援

単身者や様々な理由によって家族からの支援を受けられない方が、安心して地域生活を送ることができる様、「訪問や同行」による個別支援を中心に24時間体制で対象者の社会適応能力や生活力を高めるためのきめ細やかな支援を実施します。
 経験豊富な専門のアシスタントが、本人の生活状況を見極めた上で地域生活を行うための課題を解決することができるよう、「個別支援計画」を作成し、計画的・包括的に支援を進めます。

②中区の特徴を鑑みた事業展開

中区は、他区と比べてワンルームマンション等が多く、特に簡易宿泊所の状況を考えると、単身生活者が非常に多い区と言えます。また、精神障害者数も区の人口比で見ると市内で最も多い区でもあります。簡易宿泊所で生活している方からの転居希望も少なくありません。
 このような特徴を鑑みると、本事業へのニーズや期待は大きいと考えます。
 地域特性を踏まえた上で、住み慣れた地域で、入院に頼らない地域生活の継続を念頭に、個々の状況やライフスタイルに合わせた生活上の課題や不安を解決できる力を身に付けることを目的に支援を実施します。


③『8050問題』に対応した支援

中区の老年人口の割合は増加傾向にあり、平成27年には23.2パーセントに達する等、高齢化が顕著になっております。
 『8050問題』では親が亡き後、ご本人が様々な課題に直面してしまうことが予想され、急に誰かへ相談することも厳しい方も考えられます。そのため、高齢の親が子どもを心配する声を聞き、ご本人が何かあった時に相談できるような関係性を事前に作っていく事が自立生活アシスタント事業で期待されていくと考えられます。
 どのような人も住み慣れた中区という地域で、なるべく入院に頼らない地域生活の継続を念頭に、それぞれの状況に合わせた生活上の課題や不安を解決できる力を身に付けることを目的とした支援を実施します。

④他事業、他職種との連携・地域ネットワークの構築

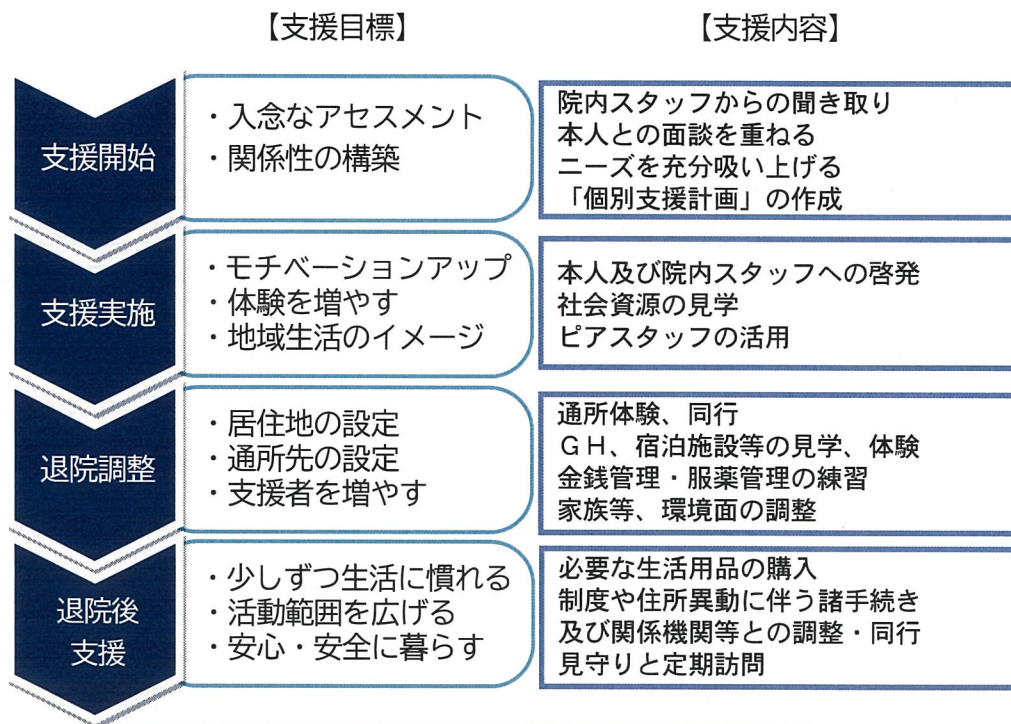
本事業を適切に遂行するためには、生活支援センターのアシスタントだけでは支援に限界があります。そのためには、退院サポート事業や国事業の地域定着支援事業や自立生活援助事業、医療機関や行政、また、包括支援センター等の高齢者支援施設等との有意な連携が必要不可欠です。加えて、地域生活を安心・安全に継続するために地域全体のネットワーク体制を構築して支援に当たることが重要であると考えています。

法人名

 公益財団法人 紫雲会

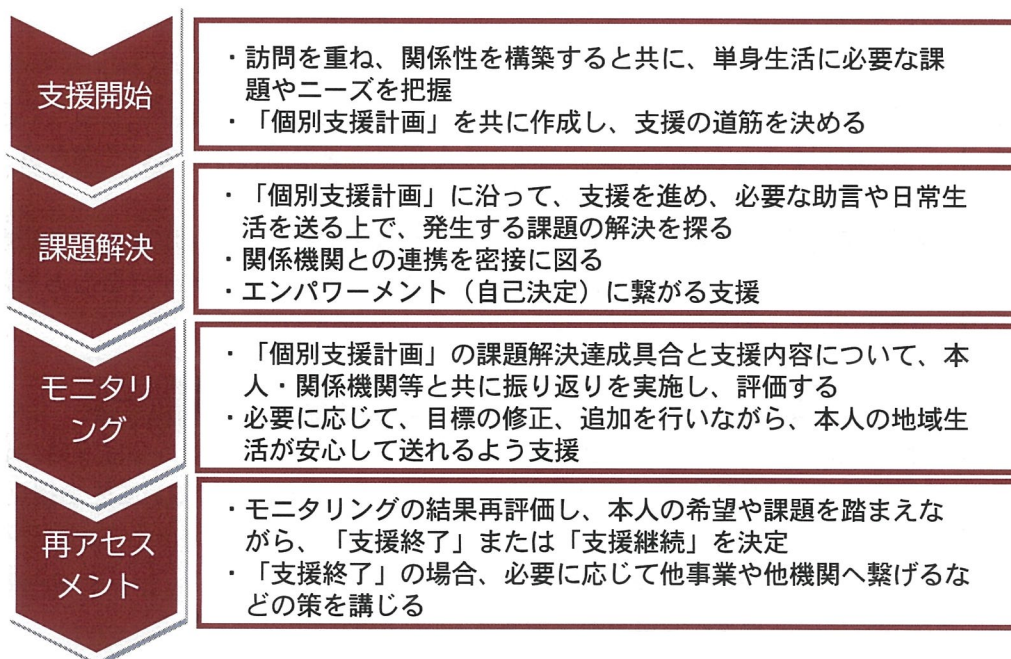
□退院サポート事業と自立生活アシスタント事業の流れ

退院サポート事業の流れ



必要に応じて自アシや自立生活援助事業等、他事業に繋げる

自立生活アシスタント事業の流れ



重複障害や高齢化問題も多いので、多職種機関との連携も重要

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和 5～9 年度）

（単位：千円）

【収 入】

科目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
指定管理料	68,072	69,080	68,961	69,592	70,112
入浴サービス等実費徴収額	80	80	80	80	80
合 計	68,152	69,160	69,041	69,672	70,192

【支 出】

科目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
人件費	59,834	60,842	60,723	61,354	61,874
常勤職員（6名）	31,044	31,329	31,652	31,973	32,207
非常勤職員（4名）	15,210	15,364	15,517	15,671	15,824
アルバイト	2,612	2,612	2,612	2,612	2,612
調理アルバイト	1,502	1,502	1,502	1,502	1,502
嘱託医賃金	484	484	484	484	484
法定福利費	7,858	7,842	8,010	8,140	8,267
退職給与引当金	178	763	0	0	0
福利厚生費	846	846	846	872	878
労務厚生費	100	100	100	100	100
施設管理費	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258
光熱水費	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
庁舎管理	2,018	2,018	2,018	2,018	2,018
修繕積立金	200	200	200	200	200
運営費	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980
旅 費	850	850	850	850	850
消耗品費	600	600	600	600	600
印刷製本費	200	200	200	200	200
修繕費	200	200	200	200	200
通信運搬費	660	660	660	660	660
賃借料	290	290	290	290	290
備品等購入費	500	500	500	500	500
保険料	120	120	120	120	120
雑費	560	560	560	560	560
本部繰入金	0	0	0	0	0
合 計	68,072	69,080	68,961	69,592	70,112

団 体 名	公益財団法人紫雲会
--------------	-----------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

指定管理料提案書（収支予算書）（令和 10～14 年度）

（単位：千円）

【収 入】

科目	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
指定管理料	70,628	71,134	71,617	72,034	72,451
入浴サービス等実費徴収額	80	80	80	80	80
合 計	70,708	71,214	71,697	72,114	72,531

【支 出】

科目	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
人件費	62,390	62,896	63,379	63,796	64,213
常勤職員（6名）	32,539	32,869	33,108	33,353	33,599
非常勤職員（4名）	15,978	16,131	16,283	16,436	16,588
アルバイト	2,612	2,612	2,612	2,612	2,612
調理アルバイト	1,502	1,502	1,502	1,502	1,502
嘱託医賃金	484	484	484	484	484
法定福利費	8,290	8,313	8,405	8,424	8,443
退職給与引当金	0	0	0	0	0
福利厚生費	885	885	885	885	885
労務厚生費	100	100	100	100	100
施設管理費	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258
光熱水費	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
庁舎管理	2,018	2,018	2,018	2,018	2,018
修繕積立金	200	200	200	200	200
運営費	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980
旅 費	850	850	850	850	850
消耗品費	600	600	600	600	600
印刷製本費	200	200	200	200	200
修繕費	200	200	200	200	200
通信運搬費	660	660	660	660	660
賃借料	290	290	290	290	290
備品等購入費	500	500	500	500	500
保険料	120	120	120	120	120
雑費	560	560	560	560	560
本部繰入金	0	0	0	0	0
合 計	70,628	71,134	71,617	72,034	72,451

団 体 名	公益財団法人紫雲会
--------------	------------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

団体の概要

(令和4年3月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(こうえきざいだんほうじん しうんかい) 公益財団法人 紫雲会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒221-0801 横浜市神奈川区神大寺三丁目1番12号			
設立年月日	昭和32年7月			
沿革	別 添			
事業内容等	別 添			
財政状況 ※直近3か年 の事業年度分	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	総 収 入	2,107,469,547	2,052,050,285	1,895,375,279
	総 支 出	2,270,905,915	2,341,190,960	2,026,134,432
	当期収支差額	△163,436,368	△289,140,675	△130,759,153
	次期繰越収支差額	2,016,949,902	1,727,809,227	1,597,050,074
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	[REDACTED]		
	部署・職名	本部 会長		
	電話番号	045-491-2661	FAX	045-491-3370
	E-mail	[REDACTED]		
特記事項				

沿革	<p>明治44年10月 横浜神脳院を設立（神奈川県青木町）精神病患者の収容を開始</p> <p>明治44年10月 横浜脳病院を設立（神奈川県青木町広大）定員40名</p> <p>昭和6年10月 分院神奈川病院を設立（神奈川県神大寺）</p> <p>昭和9年～14年 神奈川病院を増築し、横浜脳病院を移転。定員313名</p> <p>昭和23年7月 個人経営を紫雲会の経営に移管する</p> <p>昭和28年10月 知的障害児施設「紫雲会 光風園」を設立</p> <p>昭和32年7月 財団法人紫雲会設立を許可され、財団法人紫雲会横浜病院と改称</p> <p>昭和55年7月 本館新築工事完成。定員398名</p> <p>平成7年3月 精神障害者生活訓練施設「ゆかり荘」を設立 定員20名</p> <p>平成7年4月 「紫雲会 光風園」を社会福祉法人「光風会」へ移管する</p> <p>平成18年1月 横浜市指定管理者制度により「横浜市緑区生活支援センター」運営受託</p> <p>平成21年5月 新棟改築工事完成 定員252名</p> <p>平成23年8月 障害者グループホームふじハイツを設立 定員7名</p> <p>平成25年3月 横浜市指定管理者制度により「横浜市中区生活支援センター」運営受託</p> <p>平成25年10月 神奈川県より公益財団法人認定</p> <p>平成25年11月 公益財団法人紫雲会設立</p> <p>平成26年9月 精神障害者生活訓練施設「ゆかり荘」を建替え 定員27名</p> <p>平成29年3月 企業主導型保育事業「ぴよぴよ保育園」運営開始</p> <p>令和2年4月 歯科、歯科口腔外科開始</p>
事業内容等	<p>公益財団法人紫雲会 事業内容</p> <p>当法人は、精神障害者の医療を中心に医療福祉施設として生活困難者の医療に励み、精神障害者の社会復帰の支援等、各種社会復帰施設等の運営を行い、開設以来100年以上の歴史を歩んでまいりました。</p> <p>1) 紫雲会横浜病院（精神科・内科・歯科・歯科口腔外科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の医療を中心に、精神科外来診療、精神科デイケア、訪問看護などに力を注ぎ、診療業務を行っております。 ・また入院治療病棟は平成19年から192床の改築に着手し、平成21年5月に完成。病棟構成は旧病棟を含め全252床となり、（精神一般108床・精神療養144床）精神一般病棟では急性期病棟機能（隔離4室・個室4室）を有し、精神科救急医療輪番制に対応しております。 ・入院生活が社会復帰の妨げにならないよう、作業療法などのプログラムを通じ、活動性の向上、社会性を身につけ、残存能力を維持し、社会復帰の準備を目指します。 ・また入院している患者様やご家族様が退院後の生活が不安にならないよう、当院では地域関係機関の協力のもと退院支援イベントや、病気の再発予防プログラムも実施しております。 ・患者様への負担軽減をはかり障害者への総合的医療の提供を目指し令和2年4月より歯科、歯科口腔外科を標ぼう。 <p>2) 精神障害者生活訓練施設「ゆかり荘」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者自立訓練施設「ゆかり荘」（定員30名）では、病院を退院し回復途上にある精神障害者に対し、自立した地域生活へ移行できるよう、援助に力を入れております。

	<p>3) 横浜市緑区生活支援センター</p> <ul style="list-style-type: none">・生活支援センターは、地域で生活する精神障害者が安心して地域生活を送れるよう、各種福祉関連施設と協力しながら総合的な生活支援を行い、精神障害者が自立し積極的に社会参加ができるよう連携を行ってまいりました。 <p>4) 横浜市中区生活支援センター</p> <ul style="list-style-type: none">・上記、緑区生活支援センター同様の事業により精神障害者に対し、自立した地域生活へ移行できるよう、援助に力を入れております。 <p>5) 障害者グループホーム「ふじハイツ」</p> <ul style="list-style-type: none">・精神障害者のグループホームとして、病院施設から地域生活への中間施設として、住居の提供だけではなく、生活全般の支援を行っています。 <p>6) 企業主導型保育施設「ぴよぴよ保育園」</p> <ul style="list-style-type: none">・定員19名を上限として職員の働きやすい環境づくりを行うとともに地域の待機児童ゼロにむけて貢献、寄与しております。
--	---